

目次

第一 資料集目録

第二 解題

一 はじめに

二 我が国で行われた陪審裁判の実像

- 1 陪審法の実施準備
  - 2 陪審事件の実数
  - 3 請求陪審事件の実数
  - 4 陪審裁判手続の実際
  - 5 陪審公判の終局結果―無罪・縮小認定―
  - 6 陪審公判の終局結果―更新―
  - 7 陪審公判の終局結果―公訴棄却―
  - 8 陪審公判の終局結果―原審破毀―
  - 9 陪審公判の終局結果―死刑・無期懲役―
- 三 おわりに
- 1 歴史の審判を受けた陪審法

増田 修 (広島弁護士会弁護士)

2 「悉皆調査主義」の金字塔

矢野達雄 (広島修道大学法学部教授)

3 陪審裁判記事から考える

居石正和 (島根大学文学部教授)

4 土台の構築という営みの価値―資料集「我が国で行われた陪審裁判」に寄せて

緑 大輔 (一橋大学大学院法学研究科准教授)

5 増田修氏の陪審裁判調査の完成を祝す

加藤 高 (広島修道大学名誉教授)

6 蛇足ながら

紺谷浩司 (広島大学名誉教授)

第三 資料集

「第一 資料集目録」に掲載した資料集①～④

資料集『我が国で行われた陪審裁判―実証的研究のための資料探究―』に収録した資料集・論文は、『修道法学』に掲載された、次の二一点である。

- ①「広島における陪審裁判―広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第1編―」『修道法学』第29巻第2号・第30巻第1号・第34巻第1号、二〇〇七年二月・二〇〇七年九月・二〇一一年九月、以上合冊
- ②「山口における陪審裁判―広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第2編―」『修道法学』第31巻第1号・第32巻第1号、二〇〇八年九月・二〇〇九年九月、以上合冊
- ③「岡山における陪審裁判―広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第3編―」『修道法学』第33巻第1号、二〇一〇年九月
- ④「松江における陪審裁判―広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第4編―」『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月

- ⑤増田修「広島控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—」(『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)
- ⑥「鳥取における陪審裁判—広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第5編—」(『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月)
- ⑦「松山における陪審裁判—広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第6編—」(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)
- ⑧緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」(『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)
- ⑨増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像—広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証—」(『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)
- ⑩「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(1)大阪編・上」(『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月、第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月再録)
- ⑪「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(1)大阪編・下」(『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年二月、第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月再録)
- ⑫「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(2)京都・奈良・大阪・和歌山編・上」(『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月、第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月再録)
- ⑬「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(2)京都・奈良・大阪・和歌山編・下」(『修道法学』第38巻第2号・二〇一六年二月、第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月再録)
- ⑭「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(3)神戸・徳島・高松・高知編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)
- ⑮「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(1)東京編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)
- ⑯「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(2)横浜・浦和・千葉編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)
- ⑰「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)
- ⑱「我が国で行われた陪審裁判—実証的研究のための資料探究—名古屋控訴院管内編」(『修道法学』第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月)
- ⑲「我が国で行われた陪審裁判—実証的研究のための資料探究—長崎控訴院管内編」(『修道法学』第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月)
- ⑳「我が国で行われた陪審裁判—実証的研究のための資料探究—宮城控訴院管内編」(『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月)
- ㉑「我が国で行われた陪審裁判—実証的研究のための資料探究—札幌控訴院管内編」(『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月)
- (注)『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の会員による、陪審裁判に関する論文は、以上の外に次のものがある。
- ①増田修「広島控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—」(『法制史研究』60・法制史学会年報、成文堂・二〇一一年三月)。
- この論文は、矢野達雄・加藤高・紺谷浩司・居石正和・増田修「共同報告 裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相—広島控訴院管内を中心に—」(『法制史研究』60・法制史学会年報)の増田修担当部分である。
- この論文には、書評として、三阪佳弘「書評・共同報告 裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相—広島控訴院管内を中心に—」(『法制史研究』62・法制史学会年報、成文堂・二〇一三年三月)がある。
- ②矢野達雄「愛媛における陪審裁判」(『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月)
- ③増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—」(『JIL』50、公益財団法人

## 第二 解題

### 一 はじめに

平成一五(二〇〇三)年九月、「明治期の法と裁判」研究会は、加藤高(修道大学法学部教授・紺谷浩司(広島大学法学部教授)・増田修(広島弁護士会弁護士)の三名により、広島控訴院管内の各裁判所が保存する資料のうち、明治期における民事・刑事の事件記録・事件書類ならびに総務関係書類などを調査し、デジタルカメラで撮影して、当時の民事・刑事裁判の実情を研究することを目的として設立された。そして、平成一六(二〇〇四)年一月、更に広島修道大学の教員など数名が参加して、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』(以下「研究会」として発足した。しかし、当初は、明治期の民事事件だけの調査というのが実情であった。その後、戦前期の裁判の全体像を把握するには、刑事事件も調査対象とし、かつ、大正・昭和戦前期も対象とする必要があると考え、その調査にも着手した。

その一環として、「研究会」は、筆者を中心に、我が国で行われた陪審裁判に関する資料の調査を開始した。そして、最初に発表したのが、「広島における陪審裁判」(『修道法学』第29巻第2号、二〇〇七年二月)である。続いて、広島の続き(『修道法学』第30巻第1号・34巻第1号、二〇〇七年九月・二〇一一年九月)・山口(『修道法学』第31巻第1号・第32巻第1号、二〇〇八年九月・二〇〇九年九月)・岡山(『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月)・松江(『修道法学』第33巻第2号・二〇一二年二月)・鳥取(『修道法学』第35巻第1号・二〇一二年九月)・松山(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)と広島控訴院管内の陪審裁判に関する資料集

を発表した。

資料集に収録した資料は、予審終結決定書、陪審公判始末簿(各地方裁判所保存)、陪審説示・問書、刑事判決書(各地方検察庁保存)、新聞・雑誌記事(陪審公判記事だけではなく、陪審制度の広報・施行後の評価などを含む)、判事・検事・弁護士 of 陪審公判に関する感想、陪審公判を担当した判事・検事・弁護士の履歴である。そして、収集した資料に基づき、各裁判所毎に「陪審公判一覧表」(陪審公判1件毎に判決年月日・公訴罪名・判決結果(求刑)、被告人(職業・年齢)・裁判官・検察官・弁護人を記載した一覧表)を作成した。

資料調査の中で、陪審裁判についての従来の論考には、我が国において行われた陪審公判の実例を多数対象にし、かつ、その資料をできる限り収集して行った実証的な研究は殆ど無いことが判明してきた。そして、注目すべき問題点としては、法定陪審事件の被告人の大部分は陪審を辞退し、請求陪審事件の請求は殆ど無いこと、陪審員の答申には縮小認定(殺人が傷害致死とされるなど)が多いこと、しかも被告人の大部分は予審において自白している(注、通常公判であれば有罪は必至である)のに陪審公判の無罪率(特に放火において)は高い(二六・七四%)といわれていること、裁判長の説示は陪審員に対し主問(公訴事実)に然りと答申するように誘導しようとしていると弁護人の多くが上告審において主張していること、などであることが解ってきたが、その意味するところを探究するには、陪審公判四八四件全部を検証する必要があると考えた(増田修「広島控訴院管内における陪審裁判」、『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)。

そのころ、広島控訴院管内における陪審裁判の調査・研究の続きを、公益財団法人日弁連法務研究財団(以下、日弁連法務研究財団と略称する)の研究課題として応募するように勧誘があった。そこで、平成二三(二〇一一)年五月、大阪においても、広島控訴院管内と同様に、陪審

裁判を実証的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、日弁連法務研究財団に対し「大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」と題する研究計画書を提出し、同年六月初旬、同財団の研究課題（No・94、研究主任増田修、調査研究期間：平成二三年八月一日から平成二四年七月二日の一年間）として採用された（増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判」、『LIFE NEWS』50、日弁連法務研究財団・二〇二二年二月）。そして、平成二四（二〇二二）年六月初旬、この研究課題は、調査研究範囲を拡大し、「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」と改題して、対象を大阪控訴院管内の京都・神戸・奈良・大津における陪審裁判の調査・研究として引き続き一年間（No・94-2、調査研究期間：平成二四年八月一日から平成二五年七月二日）、更に、残りの和歌山・徳島・高松・高知における陪審裁判の調査・研究も、引き続き一年間（調査研究期間：平成二五年八月一日から平成二六年七月二日）継続することが承認された。

（注）その調査・研究成果は、「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（1）大阪編、「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（2）京都・奈良・大津・和歌山編、および「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（3）神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、（1）は平成二五年一月一日の日弁連法務財団・研究部会、（2）（3）は平成二六年三月二日、それぞれ同財団に提出した。

平成二六（二〇二四）年六月には、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」と題する研究計画書を同財団に提出し、同年七月、研究課題（No・94-3、研究主任増田修、調査研究期間：平成二六年八月一日から平成二七年七月二日）として採用された。更に、この研究課題の調査・研究期間は、引き続き平成二七（二〇二五）年八月一日から平成二八（二〇二六）年七月三十一日まで一年間、継続することが承認された。

（注）このような経緯のもとに、「東京控訴院管内における陪審裁判」に関して調査・収集した資料を、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（1）東京編、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（2）横浜・浦和・千葉編、および「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（3）水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイルとして、平成二八年一月一日開催された同財団研究部会において、調査・研究成果として同財団に提出した。調査研究期間内に提出できなかったのは、平成二八年三月末、筆者が右眼底静脈出血をし、同年五月右眼を手術して、編集が遅れたことによる。

平成二八（二〇一六）年一二月以降は、日弁連法務研究財団に対する研究課題採用の申請はせず、一瀉千里に、名古屋控訴院管内、長崎控訴院管内、宮城控訴院管内および札幌控訴院管内で行われた陪審裁判の調査を行い、平成三〇（二〇一八）年五月中旬、全国の調査を完了した。

（注）平成三〇年二月には、名古屋控訴院管内および長崎控訴院管内における陪審裁判に関する資料集を、『修道法学』第40巻第2号付録CDとして発表した。そして、宮城控訴院管内および札幌控訴院管内における資料集の電磁ファイルは、平成三〇年七月に完成した。

資料集「我が国で行われた陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修（広島弁護士会所属弁護士、元第二東京弁護士会所属）が中心となって企画し、同会を構成する次のメンバーと共同して調査・研究を行ない、資料集を編集した。

加藤高広島修道大学名誉教授（初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法）、紺谷浩司広島大学名誉教授（元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法）、緑大輔一橋大学法学研究科准教授（元広島修道大学法学部助教授、刑事訴訟法）、矢野達雄広島修道大学法学部教授（現会長、元愛媛大学法文学部教授、日

本法制史、居石正和島根大学法文学部教授（日本法制史）、三阪佳弘大阪大学大学院高等司法研究科教授（日本法制史）、林真貴子近畿大学法学部教授（日本法制史）。

（注1）本資料集の内、二〇一三年度～二〇一八年度の資料集は、二〇一三年度～二〇一五年度科学研究費、基盤研究（C）、研究代表 矢野達雄「日本近代法のゆらぎ―土地・家族・村の実証的研究」、および二〇一六年度～二〇一八年度科学研究費、基盤研究（C）、研究代表矢野達雄「日本近代法史像の再検討―ゆらぎから再構築へ―」による研究成果の一部としても報告されている。

（注2）新聞記事により事件を相当程度特定しなければ、陪審公判の刑事判決書閲覧申請は事実上できなかった。そこで、日本古代史研究の同志である横山妙子（市民の古代研究会・関東）が発行する雑誌『古代の風』の編集責任者）には、約三年間にわたり毎月のように、国立国会図書館における陪審公判に関する新聞記事の検索・収集に協力してもらった、その外随時、新聞・雑誌記事の検索・収集を依頼した。膨大な新聞記事の検索・収集作業なくしては、本資料集は完成できなかった。

## 二 我が国で行われた陪審裁判の実像

### 1 陪審法の実施準備

陪審法（大正二年四月一七日法律第五〇号）は、大正一二（一九二三）年四月一八日公布され、五年半の準備期間をかけた後、昭和三（一九二八）年一〇月一日全面施行（昭和三年七月二四日勅令第一六五号）され、昭和一八（一九四三）年四月一日施行停止（昭和一八年三月三一日法律第八六号）されるまでの間、一四年六ヶ月にわたり実施された。司法省が行った実施準備は、

第一に、陪審法の運用に必要な附属法令・訓令・通牒等について、陪審法施行規則から陪審員の資格者名簿の調整に関する取扱準則などの細々とした手続まで、起案・審議し、昭和二年九月一日現在に依り最初の陪審員資格者名簿を作成し、昭和三年七月を以て陪審法施行期日指定（昭和三年一〇月一日）の勅令発布となった。

第二に、実施準備事務を掌るため、本省に書記官二人・属四人を増員し、更に最後に陪審公判を担当する判事一〇四人、検事一〇四人および裁判所職員一五〇人を増員した。

第三に、陪審法廷・陪審員宿舎を新築（特に陪審公判が多いと思われる東京・大阪・長野・福岡は二法廷、東京は宿舎二棟）した。

第四に、一般国民に対する陪審法の智識の普及活動（講演会の開催、出版物の頒布、活動写真の利用、ラヂオ・新聞・雑誌の利用）を行い、民間の主宰する模擬陪審演習に直接間接の援助を行なった。

第五に、陪審法の運用に関し、司法研究員による協議を行い、司法部長官会議（全弁護士会長も参加）を開催してその意見を徴し、実務家会同（判事・検事各五九名）を開催して「陪審実務家会同協議事項及其の決議」を作成して運用の完璧を期した（『法律新聞』昭和3・9・10、昭和3・9・20、昭和3・9・23、昭和3・9・25、昭和3・9・30、昭和3・10・5、昭和3・10・8、昭和3・10・10参照）。

第六に、陪審法の実施準備に関し、司法省内に司法省及び裁判所職員及び弁護士から成る陪審法実施準備委員会を設けて、各種の調査及び施設準備に当たらせ、弁護士・地方庁職員・町村吏員等五百余名に嘱託して司法省・裁判所職員と協力して陪審観念の普及・宣伝その他の準備に執掌させた。

第七に、外国の陪審裁判の設備及び運用の実況について判事・検事を派遣（三六名の判事・検事・司法書記官）して視察調査させた。

それらの準備に要した経費は七百万円という巨額に達した（司法書記官大原昇「陪審法の実施準備に就て」・司法省刑事局長泉二新熊「陪審法試練一年の成績を顧みて」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月）。

（注）大原昇「陪審法の実施準備に就て」（前掲）は、陪審法の実施に当たり、判事・検事の増員を必要としたので、陪審事件が凡そ何件ほどあるか調査して、二、三〇一件（注、一年間の陪審事件数）という予想数を算出したという。その算出方法は、次の通りであ

る。「大正七年より同九年迄の三年間の予審事件の平均数を調べ、それが四、一〇八件といふことになったので、其の中より法定陪審事件に該当するもの一、三七一件を控除し、其の残件数の内より更に更に陪審を請求せざる件数を三割と推定して之を控除し、依て得たる一、九一六件を、一応請求陪審件数と推定し、右法定・請求陪審件数合計三、二八七件中猶辞退若は請求の取下又は自白することになったのである。即ち、陪審事件は予審事件の五割強に当るものといふ見込みでかゝつたのである。」という。

## 2 陪審事件の実数

陪審法施行にあたって判事・検事を増員するための指標として、陪審の評議に付される事件数は一年間に二、三〇一件と予想したのに反して、施行期間中（一四年六月の間）の陪審事件受理総件数二五、一九二件中、僅かに四八八件（従来は四八四件とされていた）が陪審の評議に付されたに過ぎず、不振を極めた。その状況は、次の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。そして、その原因は「法定陪審事件並請求陪審事件に該当すべき事件数の予定に相違した点もあるが、法定陪審事件に於て陪審の辞退が多く、又請求陪審事件に於て其の請求を為さざる場合が多いことも、又其原因を為して居るのである」という（司法書記官佐藤龍馬「陪審事件統計」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月）。

「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」によると、陪審法が施行された期間中に、東京地方裁判所では、六三件の陪審公判が行われたに過ぎず、これが全国で最多の数字である。二番目は、横浜・大阪が三六件、四番目以下は、千葉二六件、大分二四件、秋田二一件であった。陪審事件が多いと予想して、陪審法廷を二法廷建設した福岡・長野は全部で各一件・五件と揮わなかった。そして、富山地方裁判所（全部で三件）に至っては、昭和七年に

至つて、やっと最初の陪審裁判が行われた。昭和六年に初めて陪審裁判が行われた裁判所は、松江（全部で五件）・青森（全部で四件）、昭和五年は大津（全部で二件）・高松（全部で三件）であつた。全期間を通じて、陪審公判が僅か一件の裁判所は、和歌山・徳島・福島で、流石に零件の裁判所は無かつた。

「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」（『公文類聚』第67編・昭和18年・第127巻・司法3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブ参照）の添付書類「陪審事件関係諸表（昭和17年12月1日現在調）」中の「(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」（以下、「総件数表」という）を基本にして、それを調査資料により修正し、各控訴院管轄内地方裁判所別に分別・作成した。すなわち、刑事統計年報・陪審判決書・陪審公判始末簿・新聞報道等の資料調査の結果を踏まえて、各地方裁判所毎に「陪審公判一覧表」（記載事項は、判決年月日・公訴罪名・判決結果（求刑）、被告人（職業・年齢）・裁判官・検察官・弁護人）を作成し、これに依拠して修正したものである。

（注1）司法書記官岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」（『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月。以下、「岡原論文」という）に収録された「年度別法定請求陪審事件受理総件数表」によると、陪審事件受理総件数二五、一九二件（法定陪審二五、〇九七件、請求陪審四三件、特別法犯五二件）中、陪審の評議に付した総件数は四八四件（法定陪審四四八件、請求陪審一二件、陪審の更新二四件）である。前掲「岡原論文」が、陪審の評議に付された総件数を四八四件とするのは、「総件数表」が四八三件（昭和17年12月1日現在）とするのに対し、昭和17年12月26日判決の大阪⑧事件（昭和17年7月22日決定・大阪⑨更新事件の再陪審）を加えて、四八四件としたのである。

## 年度別・裁判所別陪審公判一覧表

計合			17	16	15	14		13	12		11		10		9	
合	更	請	法	更	法	法	法	更	法	更	法	更	法	更	法	更
計	新	求	定	新	定	定	定	新	定	新	定	新	定	新	定	新
187	10	5	172		1	3	1	1	1	5	2	5	2	9	11	1
63	3	1	59	1	1			1	1	3		1		1		2
40	2		38				1	2		1		1		2		2
56	2	1	53									1				3
66	2	2	62									2		3	1	1
50	4	2	44						1	4	1	6		2		4
26	3	1	22			1		1							1	1
488	26	12	450	1	1	1	4	1	3	4	2	13	3	16	2	17

計合			17	16	15	14		13	12		11		10		9	
小	更	請	法	更	法	法	法	更	法	更	法	更	法	更	法	更
計	新	求	定	新	定	定	定	新	定	新	定	新	定	新	定	新
63	5	1	57				1	1		2	1	2		3		6
36	3	2	31							1	1		1	1		2
2			2						1							
26			26			2										1
6	1		5													
7			7								1		1			
6			6		1					1			1		1	
11			11													
6	1	1	4									1	1		1	
5			5								1		1			
19		1	18			1				1		1		1		
187	10	5	172		1	3	1	1	1	5	2	5	2	9	11	1

8	7		6		5	4		3		和		昭			
請	法	更	請	法	更	請	法	更	請	法	種	控			
求	定	新	求	定	新	求	定	新	求	定	別	訴			
	18	2	1	23	1		23	28		4	37	1	7	京	東
	1			1			5	13	2	1	26		4	阪	大
	3			3			5	4			10		4	屋	古
	4	1		6	1		8	8		1	20		3	島	広
	1			5			7	10		1	27	2	6	崎	長
1	4	1		7	1	1	6	2			7		2	城	宮
	4	2		3			2	1	1		7		2	幌	札
1	35	6	1	48	3	1	56	66	3	7	134	3	28	計	合

8	7		6		5	4		3		和		昭			
請	法	更	請	法	更	請	法	更	請	法	種	所			
求	定	新	求	定	新	求	定	新	求	定	別	裁			
	8	2		6			4	14		1	10		1	京	東
	5		1	5	1		8	4		1	5			浜	横
													1	和	浦
	2			7			1	2			11			葉	千
							1				2	1	2	戸	水
	1						1				2		1	宮	都
				1							1			橋	前
							3	2			5		1	岡	静
	1			1						1				府	甲
								2			1			野	長
	1			3			6	3		1			1	潟	新
	18	2	1	23	1		23	28		4	37	1	7	計	合

(0) 控訴院管内総件数表

(1) 東京控訴院管内

合	17		16		15		14		13		12		11		10		9		8			
請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	更	法	更	請	法	更	請	法
求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	新	定	新	求	定	新	求	定
1	32	1	1							1		1		1		1		1				1
	6									1												
	9							1														
	3																					
	2									1												
	1																					
	1																					
	2																					
	3																	1				
1	59	1	1					1		3		1		1		2						1

合	17		16		15		14		13		12		11		10		9		8			
請	法	更	法	法	法	更	法	法	更	法	更	法	更	法	更	法	更	請	法	更	請	法
求	定	新	定	定	定	新	定	定	新	定	新	定	新	定	新	定	新	求	定	新	求	定
	18						1											2				1
	4							1														
	5														1					1		1
	5							1	1					1								
	3															1						
	3									1												1
	38						1	2	1	1		1		2		2		2		1		3

7		6		5		4		3		和 昭						
更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地
新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別	判	判		
					3	6	2	1	14		3				阪	大
						2			3						都	京
					1	2			4		1				戸	神
						1			2						良	奈
						1									津	大
									1						山	歌
									1						島	德
		1				1									松	高
					1				1						知	高
		1			5	13	2	1	26		4				計	合

(2) 大阪控訴院管内

7		6		5		4		3		和 昭						
更	請	法	更	請	法	法	更	請	法	更	法	種	所	裁	方	地
新	求	定	新	求	定	定	新	求	定	新	定	別	判	判		
		1			3	2			5		3				屋	名
					1	1			1						津	安
					1				2						阜	岐
		1				1			1						井	福
									1		1				沢	金
		1													山	富
		3			5	4			10		4				計	合

(3) 名古屋控訴院管内





16	15	14		13	12		11		10		9		8		7				
法定	法定	更新	法定	法定	更新	法定	更新	法定	更新	法定	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新
								3				2			2	1		2	
					1							1							
					1	2													
						1	1	3		2		1		1	1			4	1
															1			1	
					1	4	1	6		2		4		1	4	1		7	1

16	15	14		13	12		11		10		9		8		7				
法定	法定	更新	法定	法定	更新	法定	更新	法定	更新	法定	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新
											1				2	1		2	
														1				1	
			1																
	1													1	1				
												1							
	1		1								1	1			4	2		3	

6	5	4		3		和 昭			
請求	法定	法定	更新	請求	法定	更新	法定	種別	所裁方地
1	2	1			2				台 仙
					1				島 福
							1		形 山
					1	1			岡 盛
	2	1			3				田 秋
	2								森 青
1	6	2			7		2		計 合

(6) 宮城控訴院管内

計 合			
小計	更新	請求	法定
11			11
12			12
13			13
9	1	1	7
5	1		4
6			6
56	2	1	53

6	5	4		3		和 昭			
請求	法定	法定	更新	請求	法定	更新	法定	種別	所裁方地
	2	1			2				幌 札
					1				館 函
					2	1			川 旭
			1	2					路 釧
							1		太 樺
	2	1	1		7		2		計 合

(7) 札幌控訴院管内

計 合			
小計	更新	請求	法定
5			5
8	1		7
11		1	10
24	1	1	22
7			7
2			2
7			7
2			2
66	2	2	62

計 合				17	
小計	更新	請求	法定	更新	法定
16	1	1	14		
1			1		
3			3		
5	1		4		
21	2	1	18		
4			4		
50	4	2	44		

計 合				17	
小計	更新	請求	法定	更新	法定
11	1	1	9		
3			3		
4			4		
6	2		4		
2			2		
26	3	1	22		

(注1)「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。「更新」は、裁判所が陪審の答申を不当と認めて採択せず、更に他の陪審の評議に付した事件(陪審法第95条)である。

(注2)「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」総件数四八八件と「総件数表」総件数四八四件の事件数の相違点は、次の通りである。

①東京昭和8年「更新」欄1件(東京④更新事件)が、「総件数表」では記載されていない。

②千葉昭和7年「法定」欄7件(千葉⑬⑭⑯事件)が、「総件数表」では6件と記載されている。

③甲府昭和10年「更新」欄1件(甲府⑤事件)が、「総件数表」では記載されていない。

④長野昭和4年(長野①事件、公訴事実殺人未遂・法定陪審・有罪と強姦・請求陪審・無罪がある)を、「総件数表」では、昭和四年「法定」欄1件・昭和4年「請求」欄1件と、両方に記載している。しかし、本資料集では、法定陪審の項だけに記載した(総件数表)の「注」では、法定・請求陪審は法定事件として数えるという。なお、昭和3年広島②「窃盗(請求陪審)・殺人(法定陪審)」事件では、「総件数表」と「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は法定陪審の項に記載している。

⑤「総件数表」には、昭和14年新潟「更新」欄に1件とあるが、調査の結果は存在しなかった。

⑥大阪昭和17年「法定」欄1件(大阪⑥事件)が、「総件数表」では記載されていない。

⑦名古屋昭和8年「法定」欄1件(名古屋⑮事件)が、「総件数表」では記載されていない。

⑧鳥取昭和4年「法定」欄2件(鳥取①・鳥取③事件)が、「総件数表」では1件しか記載されていない

⑨鳥取昭和4年「請求」欄1件(鳥取②事件)が、「総件数表」では記載されていない。

⑩松江昭和7年「法定」欄1件(松江④事件)が、「総件数表」では2件と記載されている。

(注3)各地方裁判所毎に「陪審公判一覧表」を作成したが、東京には、全く事件の内容が分からない事件が一〇件ある。東京⑬・⑭・⑰・⑱・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕事件は、刑事統計年報と総件数表の記載から見て、事件数として存在するが、事件の内容は全く不明である。また、東京⑳・㉖事件は求刑日・判決日、判決日(判決内容は判明)が不明で、安濃津㉗事件は求刑日・求刑日は判明したが判決・判決日は不明で、那覇㉘事件は求刑日・求刑日、判決・判決日とも不明である。

### 3 請求陪審事件の実数

請求陪審事件は、非常に少なかったといわれているが、実際は下記の「請求陪審総件数表」の通りである。請求陪審は、昭和九年までに一四件あるが、その内三件(広島②・長野①・秋田⑫事件)は一事件中に請求陪審と法定陪審があり、請求陪審事件だけの事件は一一件である。しかし、本資料集の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」では、総件数表との兼ね合いから、一二件に合わせている(詳細は、下記(注2)を参照されたい)。

#### 請求陪審事件総件数表

#### (1) 年度別請求陪審処理表

和 昭		新件受理		旧件受理		未終局		請求陪審		通常公判	
(陪審請求)		(未終局から)		(旧件受理)		(陪審公判)		(請求取下等により)			
件数	裁判所・事件数	件数	裁判所・事件数	件数	裁判所・事件数	件数	裁判所・事件番号	件数	裁判所・事件数	件数	裁判所・事件数

合	9	8	7	6	5	4	3
30	1		2	5	1	14	7
	札幌1		大分1 秋田1	横浜1 静岡1 仙台2 和歌山1	鳥取1	函館1 東京4 甲府1 新潟2 名古屋1 鳥取1 仙台1	大阪1 金沢1 広島1 鳥取1 福岡1 仙台1
9	1	2	1		2	3	
	大分1	大分1 秋田1	横浜1		東京1 安濃津1	大阪1 福岡1	
9		1	2	1		2	3
		大分1	大分1 秋田1	横浜1		東京1 安濃津1	大阪1 福岡1 函館1
14	2	1	1	1		8	1
	大分② 札幌①	秋田②	横浜②	仙台⑥		鳥取② 福岡② 新潟② 大阪⑦ 甲府① 長野① 東京①① 横浜⑤	広島②
16				3	3	7	3
				和歌山1 静岡1 仙台1	鳥取1 東京1 安濃津1	函館1 名古屋1 仙台1 新潟1 神戸1 東京2 横浜1	金沢1 鳥取1 仙台1

計

(注1) 刑事統計年報および本資料集の「陪審公判一覧表」により作成した。広島②・長野①・秋田②は、公訴事実中に法定陪審事件と請求陪審事件があり、1事件として審理されている。本表では、それらも、請求陪審事件1件として表示した。

(注2) 刑事統計年報・総件数表では、広島②事件は法定陪審一件とし、長野①事件は法定陪審と請求陪審の二件に記録され、秋田②事件は、請求陪審に記録されている。本資料集の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」では、一応、広島②事件は法定陪審、長野①事件も法定陪審、秋田②事件は請求陪審に記録している。

(2) 請求陪審公判一覧表

横	① 京 東	② 島 広			
4・7・4	4・10・10	3・11・30	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)
非現住建造物放火	傷害 (妾切り) (請求陪審)	窃盗殺人 (窃盗は請求陪審)	窃盗殺人 懲役8年	被告人(年齢)	裁判官
無罪	傷害 懲役3年(懲役3年)	(懲役8年)	NI義一	検察官	弁護士
KTヲキク	易者(64)	青物商(36)	河邊義一	森保祐昌	秦良一
清水正一	沼義雄	本田等	宮脇幸治	森保祐昌	田坂戒三
古山春司郎	北條磯五郎	榎田忠美	榎田忠美	森保祐昌	秦良一
赤尾藤吉郎	市原統	田坂戒三	榎田忠美	森保祐昌	秦良一

(注1) 広島②事件は、刑事統計年報では法定陪審に計上され、窃盗は請求事件として計上していない。本資料集の総件数表でも法定陪審として表示した。

(注2) 広島②事件は上告(弁護人森保祐昌・秦良一)したが、昭和4年5月3日破毀(併合罪の適用を失当とし、観念的競合と認定)自判(懲役8年)した。

⑥ 台 仙		② 岡 福		② 取 鳥	
(注) 仙台⑥事件は、仙台④事件の証人の偽証事件である。	6・12・20	4・1・21	4・9・28	4・9・28	
(請求陪審) 偽証	(請求陪審) 偽証	傷害致死 (兄弟分の無頼漢を刺す) (請求陪審)	建造物等以外放火 (請求陪審)	強盗未遂・恐喝 懲役6年(懲役6年) 未決勾留30日算入	KB穂積
無罪	無罪	懲役3年(懲役3年)	公訴棄却	無政府主義者 (26)	
I T 浩 雇人(25)	SK留蔵 雑貨商(62)	TK庫一 魚行商(24)	MS力蔵 農民組合員 (33)	無政府主義者	
	浅沼彦一郎	阿部茂雄 西村義太郎 相島一之	篠田嘉一郎 阿部久治 小久保義憲	松野平一	
	山井浩	磯佛三郎			
阿部晃音	伊丹榮三郎 宮澤清作 菅原英伍 伊藤三秋 遣水祐四郎 草刈勝衛	渡邊清太郎	伊墻増蔵		

⑦ 阪 大		② 潟 新		① 野 長		① 府 甲		⑤ 浜	
4・2・26	4・4・5	4・4・12	4・4・23	4・4・12	4・4・23				
(請求陪審) 強盗・恐喝	(請求陪審) 非現住建造物等放火 (小作争議のもつれ)	(請求陪審) 強盗未遂 (人妻を強姦・毒殺未遂)	(請求陪審) 傷害致死 (請求陪審)	(強姦は請求陪審) 住居侵入(通常公判)	(強姦は請求陪審) 住居侵入(通常公判)	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)
未決勾留30日算入	強盗未遂・恐喝 懲役7年(懲役7年) 未決勾留30日算入	無罪	無罪	懲役2月(懲役3月)	懲役2月(懲役3月)	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)
	SH國雄 無政府主義者 (29)	HM徹一 農(37)	OT徳 農(51)	兼荷馬車運挽 (42)	兼荷馬車運挽 (42)	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)
	池内善雄	櫻田壽 石田弘吉 加藤朔太郎	井上直吉 林盛治 龜崎弘尚	篠原泰助 上條桂十郎 宗田義久	篠原泰助 上條桂十郎 宗田義久	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)
	西堀元道	原定男	大月義平二 安達太助	帆高壽一 篠原三郎	帆高壽一 篠原三郎	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)
	石川小市	高島清吉 井伊誠一	澤田洪憲 山本金秋 小野塚久太郎 森田愛次郎 中西松(官選)	林登金太	林登金太	無罪 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	傷害致死 (請求陪審)	(女将の放火) (請求陪審)

① 幌 札	② 大 分		⑬ 秋 田		⑭ 横 浜	
9・4・2 (請求陪審) 建造物等以外放火	9・5・31 (請求陪審) 窃盗・準強盗 (出獄して被害三十 五銭の窃盗)	懲役6年(懲役6年) 未決勾留100日算入	懲役4年(懲役8年)	8・2・5 (請求陪審) 及現住 建造物放火(法定陪 審) (保険金詐欺)	非現住建造物放火 (金比羅院放火事件) (請求陪審)	無罪
懲役1年 執行猶予3年 (懲役1年6月)	無職(54)	E T今朝氣	H G Y 準治郎 材木商(34)	清水正一	O H 徳太郎 屋根職(36)	中野並助
MY四郎 自転車修繕職 (28)	矢頭喜一 中島唯一	郷雅廣	丸山正次 伊澤庚子郎	富岡孝助	河内雄三	渡邊
高田豊 野田底司 關護	中村盛夫	三笠義孝	鈴木小平 加藤定藏 酒井英次郎 高橋唯雄	仲塚松太郎	森有度	山下昌義
笹沼孝藏 岩澤惣一	姫野渡(官選)					

(注) 秋田⑬事件は、刑事統計年報では、請求陪審として計上されている。本資料集の総件数表でも請求陪審として計上した。  
(注) 大分②事件は、上告(弁護人篠崎仙司・山口勘吾)したが、昭和9年10月11日、大審院は上告を棄却した。

#### 4 陪審裁判手続の実際

陪審公判に付される事件は、「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件(法定陪審事件)」で、

「陪審ノ評議ニ付スルコトヲ」被告人が辞退しない事件(陪審法)第2条・第6条)、および「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノ(請求陪審事件)ニ付被告人ノ請求アリタル」事件(陪審法)第2条・第3条)で、いづれも被告人が公訴事実を否認する場合である(陪審法)第7条、自白事件は陪審の評議に付されない)。

公訴の提起は、事件について司法警察官、検事の捜査を経て、検事が被疑者を起訴して、予審を請求することによりなされる。予審では、予審判事が事件の審理をなし、証人、鑑定人、検証、証拠物などについて必要な取調べを行い(刑事訴訟法)第295条)、被告人を訊問し、更に予審終結前に弁解をさせ(刑事訴訟法)第300条・301条)、それらの調書を作成する(刑事訴訟法)第56条・57条)。そして、「公判に付するにたるべき犯罪の嫌疑あるとき」(注、「予審有罪」ともいう)は、予審終結決定を以て被告事件を公判に付する言渡しをするのである(刑事訴訟法)第312条・第66条)。

予審手続を経た、陪審の評議に付すべき事件は、公判準備手続に付されるが(陪審法)第35条)、陪審公判における被告人の大部分は、警察、検事、予審判事の前で自白しているながら、公判準備手続において自白を覆して公訴事実を否認した者である(潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月、253頁。注、元々、予審有罪で公判請求された事件は、殆どが自白事件である)。

そして、陪審手続においては、直接審理の原則を採っている(陪審法)第71条)、公訴事実の有無の判断をするに当たり、予審廷における被告人が自白した訊問調書や証人の訊問調書などを直ちに証拠とすることができず、直接に被告人および証人を公判廷において訊問する必要があった。

しかし、裁判長は、陪審公判に臨んで、通常裁判と同じく、公判準備期日前に警察官、検事が作成した供述録取書(聴取書)、予審判事が作成した予審訊問調書などの証拠を、総

べて読み込んだ上で、(恐らくは有罪の心証を懐いて) 公判に臨んでいる。そして、公判の審問・指揮の権限は裁判長に属しており(「裁判所構成法」第104条)、陪審員、検事、弁護人は、裁判長の許可を得て訊問できるに止まり(「刑事訴訟法」第338条、「陪審法」第70条)、裁判長が被告人訊問、証人訊問、証拠調べを主導した(「刑事訴訟法」第338条)。

さて、陪審裁判においては公判の開始前、非公開で陪審の構成が行われ、呼出された三名の陪審員候補者で出頭した者の中から、除斥(「陪審法」第15条)、失格(「陪審法」第13条・第14条)、忌避(「陪審法」第64条)等の手続を経て、当事者双方に異議ない一二人の正陪審員と一名乃至二名の補充陪審員が抽籤により順次決定される(「陪審法」第60条・第68条)。次いで、書記が出廷し、廷丁を指揮して開廷の準備をする。そして、書記、被告人、辩护人、陪審員、傍聴人が入廷して列席し、裁判長、陪席判事二名、検事が満廷全員起立理に臨廷する。最初に、裁判長が、陪審員に対し陪審員の心得を諭告し、起立して宣誓書を朗読し、陪審員に宣誓書に署名捺印させる(「陪審法」第69条)。

次いで、裁判長は、被告人に対し人定訊問をし(注、氏名、年齢、職業、住居、本籍、出生地等を訊問し、人違いでないことを確認する)、審理開始を宣言する。続いて、検事が、予審最終決定書に基づいて、被告人に対する公訴事実を陳述する。そして、裁判長は、被告人に対して、公訴事実について弁解を求める。当然のことながら被告人は、公訴事実を否認する。そこで、裁判長による被告人訊問が始まる。

被告人訊問においては、裁判長は、予審訊問調書に基づいて訊問し、被告人が予審訊問調書の重要な部分と異なる供述をすると、被告人に対して予審では自白しているのではないかと、その矛盾を追及する。そうすると、被告人は、自白したのは警察官の拷問や厳しい誘導訊問によると弁解するのが常態であった。次に、証人訊問においては、証人が予審訊問調書と異なり被告人に有利な証言をすると、証人に対しても、予審判事の前での供述と異なる供述をしているのではないかと追及する。その際、証人は法廷の供述が真実であると弁解するのが常であった。

そして、証拠調べにおいては、裁判長は、予審訊問調書、予審判事による検証調書及び附属図面などの書類、被告人や証人の予審訊問調書を証拠として提出して、それらを採用し(「陪審法」第73条)、証拠物件(例えば押収した兇器)の開示をした。

検事も、陪審公判における証人調べにおいて、予審訊問調書では被告人に不利な供述をしていたのを覆して、被告人に有利な証言をした重要な証人があると、時には偽証であるとして訊問終了後直ちに取調べて、当日の公判廷で再度証人申請して予審訊問調書の供述と同じ証言をさせたり(岡山⑨⑩、鳥取④、神戸⑧⑨)、時には偽証罪で起訴することもあった(鳥取②、神戸⑩)。

裁判長は、証拠調べの終了前には、被告人に証拠調べに対する弁解をさせ、利益な証拠があれば、更に提出し得る旨を告げた。証拠調べを終了すると、検事の意見陳述(論告、弁護人の意見陳述、被告人の最終陳述がある(「陪審法」第76条)。弁論終結の後に、裁判長が陪審員に対して説示(犯罪の構成に関し、法律上の論点及び問題と為るべき事実並証拠の要領についての説明)を行なう(「陪審法」第77条)。説示は、「証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ズ」(「陪審法」第77条但書)と定められていたので、その法文に直接反しないように説示をするが、弁護人の立場から見ると、被告人を有罪に誘導するような説示をする。

その後、裁判長は、陪審員に対して犯罪構成事実の有無を問い、問書を陪審員に交付し、

評議の結果を「然り」または「然らず」と答申するよう命ずる（陪審法」第77条・第81条）。陪審員は、評議のために退廷して、評議室に入る（陪審法」第82条）。評議が終わると、評決は一二名の陪審員の過半数（七名以上の賛成で決した（陪審法」第91条、「然り」が六人以下の時は否決である）。評決が終わると、陪審長は答申書を裁判長に提出し（陪審法」第92条）、裁判長は閲覧の上、書記に問およびこれに対する答申を朗読させる（陪審法」第93条）。

読み上げられた答申は、裁判官から見れば通常公判では公訴事実通りの判決となるはずの事件について「然り」の答申ではなく、「然らず」（無罪）の答申、あるいは主問に「然らず」、「補問」に「然り」（縮小認定）の答申がなされることが頻発していた。ところが、一方では、被告人・弁護人にとつては、無罪や縮小認定に当たる答申が期待していたようには出なかつた（注、陪審員が、予審訊問書に記載された被告人の自白、証人の供述調書、裁判長の説示に影響されることは、否定できないであろう）。これで陪審員の任務は終了し、退廷が許される（陪審法」第94条）。

裁判長は、陪席判事と合議し、陪審の答申を採択すべきか否かを決定するが、①陪審答申を不当として採択しないときは、決定をもって事件を更に他の陪審に付する（更新）宣言をする（陪審法」第95条）、②公訴事実を否定する主問「然らず」の答申を採択する場合は、直ちに判決を以て無罪を言渡す（陪審法」第97条第3項）、③主問（公訴事実）または補問（縮小した事実）を肯定する、「然り」の答申を採択する場合は、答申の事実を基礎として適用法令及び刑の量定について、第二次の弁論に入る（陪審法」第96条）。すなわち、検事の意見（求刑）陳述、弁護人の意見（情状）陳述、被告の最終陳述の後、裁判長は弁論を終結し、当日または後日（翌日、七日後）判決を言渡すのである。

この間、地方の陪審公判では、新聞報道により興味を持った民衆が朝早くから裁判所に押し寄せ、傍聴席は満席となり、傍聴人は興味津々、被告人が主人公の芝居でも見るように、事件の進行と答申、判決を、はらはらしながら見守っていた。

呼び出された陪審員候補者の出頭率は高く、選ばれた陪審員は真摯に熱心に審理に臨んだので、裁判所を安堵させた。陪審公判は、一日で終結することを方針としていたので、夜遅くまで審理されたり、時には翌日一時頃に答申が提出されたりしたが、陪審公判の審理の平均は、一・七日位であったので、陪審員は宿泊施設に宿泊（いわゆる缶詰）させられることがかなりあった。

（注1）増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月）による。

（注2）大阪控訴院長・谷田三郎は「裁判長が説示を入れれば入れる程意見が加はり、綿密に互れば互る程夫れが顕著になって、全然意見の混じらない説示は殆ど聞くことが出来ないやうな有様である。」という（谷田三郎「陪審法施行後の所感」、『法曹会雑誌』

第7巻第10号・一九二九年一〇月）。

（注3）陪審法第71条は、「証拠ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル」と定めて、証拠の直接主義を宣言している。しかし、予審判事が作成した、被告人、証人などに対する訊問調書は、「被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」は、裁判官によって証拠能力ありとして証拠に採用することが出来る（陪審法第73条第2号）のである。すなわち、被告人が予審訊問書において自白しているが、陪審公判では公訴事実を否認したとき、裁判長は予審訊問書を証拠に採用できる。陪審員が、そのいづれを採択するかについては、裁判長の説示如何にかかっているともいえない。証人が、予審訊問書において被告人に不利な供述をしているのを、陪審公判廷において翻した場合も、同様である。

## 5 陪審公判の終局結果——無罪・縮小認定——

従来、無罪は全四八四件中八一一件で、無罪率は一六・七四％であるとされてきた（司法書記



しかし、本資料集の「陪審公判一覧表」で算出すると、次の「年度別陪審の評議に付けられた事件の終局結果」一覧表および「控訴院管内別無罪率一覧表」の通りである。

すなわち、全部無罪七八件、一部無罪一五件（二事件を構成する被告人数、公訴事実数により案分すると、六・六七件分）で、無罪率は一七・三五％（八四・六七件分）である。

（注）陪審裁判の無罪率は、通常公判に較べて非常に高く、人権擁護のために一定の役割を果たしたといわれている。しかし、佐伯千  
 帆は、「陪審事件の無罪率は、被告人が始めから公訴事実を否認している事件のみの無罪率であつて、自白事件を含んでいないのであるから（法七条）、被告人が公訴事実を否認し争っている事件と、それを争わず認めている自白事件との双方を含んでいる通常の刑事裁判（職業裁判官のみによつて裁判される）の無罪率とは、同一の標準で比較することはできない。……特に通常の刑事事件では、被告人が公訴事実を争わず始めから認めている自白事件——それらは殆ど有罪になる——が大部分であつて、否認事件——無罪の大半は此の中から出る——は少数の例外なのであるから、その両者を合わせた通常の刑事裁判の無罪率が低いのは、当然だからである。両者の無罪率を形式的に比較しただけでは意味がない。」という（佐伯千帆『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月、14頁）。

次に、縮小認定（殺人を傷害致死、殺人未遂を傷害、現住建造物放火を非現住建造物放火・放火未遂・放火公共危険罪・器物損壊に認定するなど）について、全部縮小認定は一〇九件、一部縮小認定一三件（二事件を構成する被告人数、公訴事実数により案分すると、六・一七件分）で、縮小認定率は二三・六〇％（二五・一七件分）である。無罪率と縮小認定率を合わせた、被告人の主張容認率は、四〇・九五％である。

（1）年度別陪審の評議に付けられた事件の終局結果一覧表

昭	原審	破毀	公訴	陪審	無罪	縮小認定	被告人主張容認率(%)	件
---	----	----	----	----	----	------	-------------	---

11	10	9	8	7	6	5	4	3	和
	1		2		1	1	2	1	破毀
3	2	7	8	11	7	13	37	5	上告
				1	1		3		棄却
3	2		2	6	3		3	3	更新
4	8	5	6	13	16	3	13	5	全部
2分1(1件)		2分1(1件)		2分1(1件)	2分1(4件)		2分1(2件)	2分1(1件)	一部
				3分1(2件)			3分1(3件)		全部
1	1	2	6	10	13	18	46	8	一部
				3分1(1件)	3分1(1件)	2分1(1件)	2分1(3件)	3分2(1件)	無罪率
23	42	21	15	25	30	4	10	17	縮小認定率
68	11	15	79	76	00	55	41	74	合計
5	5	7	15	19	21	28	33	31	数
26	26	69	79	40	66	78	91	19	
28	47	28	31	45	51	33	44	48	
94	37	84	58	16	66	33	32	93	
19	19	26	38	55	60	66	144	31	

長	島 広			屋 古 名			阪 大			京 東					院 訴
	大	合	全	合	そ	名	合	そ	大	合	そ	新	千	横	
分	計	地	計	他	古	計	他	阪	計	他	潟	葉	浜	京	裁
2	3	5	3	2	2	1	1	31	5	4	4	8	10	全部	判
2分1(1件)				2分1(1件)	2分1(1件)		2分1(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)						放
														一	火
														部	
2	2	3	1	2				6	2		2	2		全部	殺
3分1(1件)	3分1(1件)			2分1(1件)				3分1(2件)	2分1(3件)	2分1(2件)	3分1(1件)	3分1(1件)	2分1(1件)	一部	人
															等
4	5	8	4	4	2	1	1	37	7	4	6	10	10	全部	陪
3分1(1件)	2分1(1件)	3分1(1件)	2分1(2件)	2分1(2件)	2分1(1件)		2分1(1件)	3分1(2件)	2分1(4件)	2分1(3件)	3分1(1件)	3分1(1件)	2分1(1件)	一部	審
															事
4	5	9	4	5	2	1	1	39	8	4	6	10	10	合	件
83	33			50	50			66	50	33		83		計	に
															対
20	9	22	18	27	3	3	4	21	19	22	23	30	15	無	する
13	52	50	18	78	97	70	17	21	77	79	08	08	87	罪	無
														率	(%)
														事	
24	56	40	22	18	63	27	36	187	43	19	26	36	63	件	
														数	

(2) 控訴院管内別無罪率一覽表  
 控 地 方 無罪事件の種類  
 種類別無罪事件合計数の地方裁判所全

計 合	17	16	15	14	13	12
10				1		1
99	1			1		3
5						
26	1			1		2
合計 84・67	78	1	1			3
(116・67件)						
2分1(10件)						
3分1(5件)						
合計 115・17	109		2			2
(116・17件)						
2分1(7件)						
3分1(4件)						
3分2(2件)						
17		100	25			20
35		00	00			00
23						13
60						33
40		100	25			33
95		00	00			33
488	2	1	4	4	4	15

長崎			島			屋古名			阪大			京			
合計	その他	宮崎	大分	合計	その他	広島	合計	その他	名古屋	合計	その他	大阪	合計	その他	新潟
4		1	3	1		1	1	1		3	1	2	4		3
20	10	4	6	13	9	4	5		5	15	5	10	32	7	3
2分1(3件)	2分1(2件)	3分1(1件)	3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)					3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)	3分1(3件)	2分1(2件)	2分1(1件)
24	10	5	9	14	9	5	6	1	5	18	6	12	36	7	6
2分1(3件)	2分1(2件)	3分1(1件)	3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)					3分2(1件)	2分1(1件)	2分1(1件)	3分1(3件)	2分1(2件)	2分1(1件)
26・50	11	5・55	10・17	14・5	9・5	5	6	1	5	19・17	6・50	12・67	∞	8	6・33
40・15	31・43	76・14	42・38	25・89	21・11	45・45	15	18・18	27・78	30・43	24・07	35・19	20・32	18・60	33・32
66	35	7	24	56	45	11	40	22	18	63	27	36	187	43	19

(3) 控訴院管内縮小認定率一覧表

東			院訴控	
千葉	横浜	東京	裁判所	地方
		1	全部	放
			一部	火
9	7	6	全部	殺人等
	3分1(1件)	3分1(1件)	一部	
9	7	7	全部	種類別縮小認定事件合計数の地方裁判
	3分1(1件)	3分1(1件)	一部	所全陪審事件に対する縮小認定率(%)
9	7・33	7・33	合計	
34・62	20・36	11・63	縮小認定率(%)	
			事件数	
26	36	63		

合計	札幌		城宮			崎	
	合計	全地裁	合計	その他	秋田	仙台	合計
61	1	15	3	6	6	4	2
2分1(4件)						2分1(1件)	
17		4	2		2	2	
3分1(5件)	2分1(6件)	2分1(1件)			2分1(1件)	3分1(2件)	2分1(1件)
78	1	19	5	6	8	6	2
3分1(5件)	2分1(10件)	2分1(1件)			2分1(1件)	3分1(2件)	2分1(1件)
84・67	1	19・50	5	6	8・50	7・66	2・83
17・%	3・85	39・46	38・57	28・13	53	11・61	6・74
488	26	50	13	21	16	66	42

合計	札幌	仙台	宮城	仙台	合計	合計	合計
	全 地 裁	全 地 裁	全 地 裁	全 地 裁			
15	2						
94	5		4				
2分1(7件) 3分1(4件) 3分2(2件)							
109	7		4				
2分1(7件) 3分1(4件) 3分2(2件)							
115・17	7		4				
23・60%	26・92		8				
488	26		50				

陪審公判の無罪率が高いかどうかは、陪審公判で無罪を主張して争った無罪率と、陪審公判を辞退して通常公判で無罪を争った事件の無罪率と比較すべきであるが、そのような当時の統計資料はない。しかも、陪審公判においては、総ての事件で公訴事実を争っているものであって、無罪・有罪ばかりが問題なのではなく、その中には——無罪の主張ばかりでなく、例えば殺人の公訴事実に対して、殺意を否認して、傷害致死の主張をするなど——縮小認定を求めて争った事件も多数あり、縮小認定率は、無罪率よりも高いのである。

そして、陪審裁判が始まった頃の無罪率は、昭和四年は一〇・四一%、昭和五年は四五%と他の年度よりも低く、また陪審裁判の無罪件数も、昭和四年一五件(放火二件、殺人三件)、昭和五年三件(放火二件、強盗強姦一件)と多くはなかった。それに対し、通常公判では、昭和四年は、無罪二二件(放火八件無罪、殺人一〇件無罪、直系尊属殺人四件無罪など)、昭和五年は、無罪二四

件(放火二二件無罪、殺人二一件無罪、強盗強姦二件無罪など)であり、無罪件数は陪審公判よりも通常公判の方が多かったのである(『刑事統計年報』に収録された「罪名別陪審事件刑法犯終局被告人ノ科刑其他」、および「罪名別通常第一審刑法犯終局被告人ノ科刑其他」による)。

被告人が陪審を辞退する理由の一つとして挙げられる「陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実」(岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」、『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月、18頁)とは、このような状況を指していると思われる。

更に注目されるのは、無罪率(平均一七・三五%)は、控訴院管内別では、大阪三・九七%、広島九・五二%、長崎一・六一%と、平均よりかなり低く、宮城は三九%と高く、地域差があった。反対に縮小認定率(平均二三・六〇%)は、大阪三〇・四三%・広島二五・八九%・長崎四〇・一五%と、平均より高く、反対に宮城は八%と低く地域差があった。

このような状況の中で、当時の判事・検事は、通常公判では公訴事実通りに有罪になるはずの事件のうち、かなりが無罪あるいは縮小認定になっている事実を見出し、困惑していた。これに対して、陪審公判を担当した弁護士は、無罪は当然であり寧ろ無罪が思うほど出ない、あるいは縮小認定は陪審裁判の妙味である、と評価するものが多かった。

しかし、この程度の無罪率(17.35%)・縮小認定率(23.60%)では、被告人の陪審辞退を止めることは出来なかつた。被告人の大部分は、陪審員の判断に危惧の念を抱いており(神戸地方裁判所判事・遠藤常壽「法定陪審辞退の理由に就て」、『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)、また大部分の弁護士も陪審公判を勧めないので、陪審裁判を辞退したのである。

(注1) 陪審公判における無罪率と比較する対象は、通常公判の無罪率では無く、陪審公判を辞退して通常公判において公訴事実を否

認して争って無罪となった無罪率であろう。しかし、通常公判において無罪かどうか争った事件数と無罪判決数に関する統計資料は存在しない。ところが、「辞退する者の大部分は同時に自白もして居る模様である」(司法書記官潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月、249頁)という。通常公判の無罪率が極めて低いのは、通常公判では自白事件が大部分だからである。すなわち、陪審公判を辞退し通常公判で無罪を主張して争い無罪判決を得た事件の無罪率は、通常公判(自白を含む)の無罪率よりも、かなり高かったと思われる。

そこで、『刑事統計年報』によって、昭和3年から昭和10年までの、放火と殺人について陪審公判と通常公判の無罪数を見ると、次の通りである。ただし、昭和3年の陪審公判の数字は、同年10月から12月の件数である。陪審公判の母数は有罪・無罪・更新である(公訴棄却は、陪審公判によるものと死亡によるものとが、統計上区別されていないので除外した)。通常公判については、公訴事実を否認して争った母数は不明である。

年度別では、放火と殺人については、以下のように、陪審公判の無罪件数よりも通常公判の無罪件数の方が多いのである。

「放火」昭和3年(陪審7件中3、通常30)、昭和4年(陪審36件中10、通常8)、昭和5年(陪審28件中2、通常11)、昭和6年(陪審25件中10、通常11)、昭和7年(陪審30件中11、通常11)、昭和8年(陪審21件中4、通常15)、昭和9年(陪審16件中5、通常7)、昭和10年(陪審9件中7、通常11)  
「殺人」昭和3年(陪審15件中3、通常9)、昭和4年(陪審41件中3、通常10)、昭和5年(陪審22件中0、通常11)、昭和6年(陪審19件中7、通常10)、昭和7年(12件中陪審2、通常9)、昭和8年(陪審5件中2、通常5)、昭和9年(陪審6件中1、通常6)、昭和10年(陪審4件中2、通常10)

以上は、増田修「広島控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—」(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)中の「陪審公判の無罪率」(注1)を参照されたい。

(注2) 縮小認定については、和歌山地方裁判所長伊藤浩蔵は、次の様にいう。「元來殺意の有無と言ふ如き微妙な問題を決するは頗る困難な業で、別段統計に拠つた訳ではないが、従来の通常手続に依る審判に於ても、殺人被告事件が結局傷害致死で終つた例は恐らくは十中七、八である様実験上観測せらるゝものであるから、右の如き事例が多かつたからとて、之を以て直に陪審の価値を月旦する標準とするのは無理のやうに感じて居る」(『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月、155頁)。そうすると、縮小認定についても、陪審公判を辞退して通常公判において、縮小認定を主張して争い縮小認定判決を得た率も、無罪の場合と同じく、かなり高いと考えられる。ただし、縮小認定に関しては、刑事統計年報など統計資料には記録されていない。

## 6 陪審公判の終局結果—更新—

無罪・縮小認定以外の陪審の評議に付せられた事件の終局結果の内、更新(陪審法第95条)については、次の「陪審裁判中更新事件一覧表」を参照されたい。

岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」(『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月)によると、陪審の更新が行われた二四件中、再陪審の結果、有罪となったものが一七件(殺人五件、放火二件)、無罪となったものが六件(殺人一件、放火五件)であり、残り一件(放火)が公訴棄却という。しかし、「陪審裁判中更新事件一覧表」では、陪審更新は二六件であり、再陪審の結果、有罪となったのは一一件(その内、東京⑩事件は通常公判)、無罪となったものが八件、縮小認定が五件、一件(東京⑩事件)は再陪審ではなく通常公判と思われるが、結果は不明である。

そして、菊地博『陪審制度について』(日本法律家協会シリーズ14、日本法律家協会・一九五九年、57頁)、安村勉「陪審制と参審制—刑事裁判への素人の影響力—」(『上智法学論集』第25巻第2・3号合併号・一九九二年二月、236頁)、藤田正博『司法への市民参加の可能性—日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究—』(有斐閣・二〇〇八年一月、168頁)などは、更新が行われたのは、すべて無罪の答申があつた場合であると前提して、再陪審でも有罪・無罪・公訴棄却のみを問題として、種々分析をしている。しかし、実際は、そのような単純なものではない。例えば、答申が縮小認定と公訴事実通りの答申であつたの

で全部更新（大阪⑨事件）され、その再陪審で公訴事実通り答申されることや（大阪⑩事件）、答申が有罪（公訴事実通りと縮小認定）と正当防衛（無罪）であったので全部更新（大阪⑩事件）され、その再陪審で全部縮小認定の答申がなされること（大阪⑪事件）があり、更新されても再陪審ではなく通常公判となったり、多様な処理がなされたのである。

なお、同一事件で更新は何度でもできたが、更新が二回以上なされた事件はない。更新で再陪審となり、その再陪審で再度無罪となった場合でも、再度更新されることは無かつたのである。

陪審裁判中更新事件一覧表

	陪審（通常）	被告人（弁護人）	事件名 決定・判決年月日	決定・判決内容	備考
1	大分② 大分③（再）	OT梅二 （木下方一）	放火未遂被告事件昭和3・11・21決定 放火未遂被告事件昭和3・12・10判決	更新（無罪答申） 放火公共危険罪（刑法110条） （懲役1年・未決勾留60日算入）	縮小認定
2	水戸② 水戸③（再）	FK徳太郎 （松本波一郎）	尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件 昭和3・11・29決定 昭和3・12・24判決	更新（無罪答申） 尊属殺人未遂及殺人未遂 （懲役4年）	
3	佐賀② 佐賀③（再）	UD清 （安永澤太）	殺人被告事件昭和3・12・21決定 殺人被告事件昭和4・1・22判決	更新（無罪答申） 傷害致死（懲役3年）	縮小認定

	4	5	6	7	8
	大阪⑨ （梨岡時之助）	大分②（再） 釧路① 釧路②（再）	大阪⑬ ON重吉 TD忠人 TD久一郎	秋田⑥ （大浦千代見・高橋唯雄）	横浜⑮ （小林梅茂・安齋林八郎）
	殺人及殺人未遂被告事件昭和4・3・28決定	殺人及殺人未遂被告事件昭和4・4・26判決 放火被告事件昭和4・5・16決定 放火被告事件昭和4・7・11判決	殺人（2件）被告事件昭和4・9・26決定 更新（有罪と無罪・注2参照） 久一郎（殺人・傷害致死） 忠人（正当防衛・無罪） 重吉（2件共傷害致死） 傷害致死 久一郎（懲役5年） 忠人（懲役2年） 重吉（懲役2年） 各未決勾留100日算入	放火未遂被告事件昭和6・9・11決定 放火未遂被告事件昭和6・10・3判決	殺人被告事件昭和6・9・30決定 殺人被告事件昭和6・10・24判決
	更新（縮小認定と公訴事実通りの答申・注1参照） 殺人及殺人未遂（無期懲役）	更新（無罪答申） 放火（懲役4年・未決勾留20日算入）		更新（無罪答申）	更新（無罪答申）
				無罪判決	無罪判決
				縮小認定	無罪判決

22	21	20	19	18	17	
秋田⑳(再) 秋田㉑	(再) 東京㉒ 東京㉓	横浜㉔ 横浜㉕ (通常公判) 宮森庄太郎	甲府⑤ 甲府⑥(再) M Y半兵衛 M Y元春 (森田愛次郎)	横浜㉖ 横浜㉗(再) I Z三之助 (高山綱城・太田操・福田庫文司)	東京㉘ 東京㉙(再) K I一郎 (太田金次郎外2名)	岐阜⑤(再) 山武雄
(古澤斐・古澤NT永助)	末吉・太田金太郎	(安齋林八郎・宮森庄太郎)	(安齋林八郎・宮森庄太郎)	(安齋林八郎・宮森庄太郎)	(安齋林八郎・宮森庄太郎)	(安齋林八郎・宮森庄太郎)
放火未遂被告事件昭和12・2・5判決	放火未遂被告事件昭和11・10・3決定	放火未遂被告事件昭和11・6・3決定	放火未遂被告事件昭和11・3・27決定	放火未遂被告事件昭和11・11・19決定	放火未遂被告事件昭和11・11・28判決	放火未遂被告事件昭和11・9・28判決
無罪	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)
無罪判決	無罪判決				無罪判決	

16	15	14	13	12	11	10	9
岐阜④	釧路④ 釧路⑤(再)	東京㉞ 東京㉟(再)	札幌⑧ 札幌⑩(再)	仙台⑧ 仙台⑨(再)	松江③ 松江④(再)	東京㉜ 東京㉝(通常公判)	鳥取⑦ 鳥取⑧(再)
K T Uで	南雲正朔	F M辰五郎	田富興	O T忠七 (注4)	田珍頼	K S良平 (大崎孝止)	M K豊藏 (長砂鹿藏・木下義範)
放火被告事件昭和8・4・14決定	放火被告事件昭和8・1・28判決	放火被告事件昭和7・9・30決定	放火被告事件昭和8・2・10判決	放火被告事件昭和7・7・30決定	放火被告事件昭和7・9・10判決	放火被告事件昭和7・5・26決定	放火被告事件昭和6・12・7決定
更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)	更新(無罪答申)
	無罪	縮小認定	縮小認定	無罪判決	縮小認定		

			23						
			盛岡③ 盛岡④(再)	T D金作 (佐藤邦雄・河野喜蔵・工藤祐造)	放火被告事件昭和12・1・29決定 放火被告事件昭和12・3・1判決	更新(無罪答申) 無罪		無罪判決	
		24	福井⑤ 福井⑥(再)	H Yさと (藤井剛士)	放火未遂被告事件昭和12・12・12決定 放火未遂被告事件昭和13・2・8判決	更新(無罪答申) 放火未遂(懲役2年・執行猶予3年)			
		25	東京② 東京③ (再)	M T忠夫	放火被告事件昭和14・3・17決定 放火被告事件昭和14・□・□判決	更新(無罪答申) 放火(懲役3年〜5年)刑事統計年報			
		26	大阪⑤ 大阪⑥(再)	Y K義造 (坂東米八・安達武雄)	放火未遂被告事件昭和17・7・22決定 放火未遂被告事件昭和17・12・26判決	更新 放火(懲役3年・未決勾留150日算入)			

(注1) 4番・大阪⑨事件(殺人2名・殺人未遂2名)は、被害者2名(殺人未遂)に対しては、殺人未遂(2名)の答申であったが、他の被害者2名(殺人)に対しては、傷害致死(2名)の縮小認定であったので、全部が更新された。

(注2) 6番・大阪⑩事件は、殺人の公訴事実(被告人3名・被害者2名)に対し、陪審員の答申が、被告人久一郎については被害者1名は殺人、他の1名は傷害致死、被告人忠人については被害者2名とも傷害致死であるが正当防衛(無罪)、被告人重吉については被害者2名とも傷害致死であったので、全部が更新された。

(注3) 「岡原昌男論文」の公訴棄却は、昭和4年であるが、「陪審裁判中更新事件一覧表」では、昭和4年の更新事件で再陪審の結果

が公訴棄却の事件はない。

(注4) 仙台⑧の弁護士は、長谷川陸郎・草刈勝衛外合計一〇名。仙台⑨の弁護士は、長谷川陸郎・草刈勝衛・袴田重司・佐藤長松・篠塚宏・田中徳次郎・北村文衛・菊地養之輔・中澤恭・村上喜政・伊藤三秋・外合計21名。

### 7 陪審公判の終局結果―公訴棄却―

陪審公判で公訴棄却の判決となるのは、縮小認定の結果、放火が器物損壊、強姦致傷が猥褻・強姦となった場合のように、被害者の告訴を要件とする犯罪の場合である。

### 公訴棄却一覧表

#### (1) 鳥取地方裁判所

鳥取	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
① 取鳥	昭和4・6・24	放火未遂	器物損壊 公訴棄却	KN隆晃 住職(28)	篠田嘉一郎 阿部久治 桑山榮吉	谷田勝之助	君野順三 伊増増蔵 寺崎勝治

(注) 鳥取①事件は、主問「建物を焼燬することに気付きながら、畳と座蒲団の間に炭火を置いたが、建物を焼燬するに至らなかったものであるか(放火未遂)」、補問「炭火を以て、畳と座蒲団の一部を焼損したものは(器物損壊)に対し、陪審員は、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者が告訴を取下げ、公訴棄却となった。

#### (2) 鳥取地方裁判所

鳥取	昭和4・9・28	建造物等以外放火	器物損壊 公訴棄却	M S力蔵 農民組合員	篠田嘉一郎 阿部久治	松野平一	伊増増蔵
----	----------	----------	--------------	----------------	---------------	------	------



② 鳥取②事件は、請求陪審事件（陪審法第3条）である。被告人は、全国農民組合鳥取県聯合会会員であったが、警察以来、検事、予審第一回取調まで自白、予審第二回取調以後否認していた。主問「火鉢を足蹴にして、炭火を散乱させて藁・苧の一部を焼燻し、公共の危険を生じさせたものか（刑法第110条）」、補問「前項の所為により、藁・苧の一部を焼損したものか（器物損壊）」に対し、陪審員は主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者地主が告訴を取下げ、公訴棄却となった。しかし、証人4人は、偽証罪で起訴され有罪となった。

(33) 小久保義憲

(3) 山口地方裁判所

山口③	昭和 4・11・13	強姦致傷	猥褻 公訴棄却	日勘一 按摩業(30)	矢崎憲明 木村幾太 和田仁四郎	杉本時三郎	小河虎彦
-----	---------------	------	------------	----------------	-----------------------	-------	------

(注) 山口③事件は、「主問」強姦致傷は「然らず」、「補問」猥褻について「然り」であった。猥褻罪は、告訴を待つて受理すべき事件なので、公訴棄却となった。なお、陪審公判は、風俗壊乱の虞れがあるとの理由で、傍聴禁止であった（大日本帝国憲法第59条、裁判所構成法第105条）。

(4) 大分地方裁判所

大分⑱	昭和 6・10・5	強姦致傷	強姦 公訴棄却	NK瀧雄 仲仕(42)	福澤作市	萬谷巖	山下彬麿
-----	--------------	------	------------	----------------	------	-----	------

(注) 大分⑱事件について、陪審員は、主問「強姦致傷の事実」に「然らず」、補問に「強姦の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役2年を求刑したが、被害者の父が和議が成立したと告訴を取下げたので、裁判長は陪席判事と合議の上、公訴棄却の判決を言渡した。

(5) 横浜地方裁判所

横浜⑳	昭和 7・□・□		公訴棄却				
-----	-------------	--	------	--	--	--	--

(注) 横浜⑳事件は、陪審公判始末簿および判決書が残っており、新聞報道にも見出せず、不明であるが、公訴棄却の事件であろう。「陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」（「陪審法ノ停止ニ関スル法律案理由書」国立公文書館所蔵）では、昭和7年の横浜の事件数は、法定陪審事件5件、請求陪審事件1件である。しかし、刑事統計年報によると、昭和7年は、法定陪審事件が4件（内、懲役2年1件、懲役5年以上2件、無罪1件）、請求陪審事件1件（無罪）なので、残された法定陪審事件1件に該当するのは、公訴棄却しかない。刑事統計年報の「公訴棄却」欄には、被告人が死亡したので公訴棄却された場合だけでなく、陪審公判において陪審の評議を受けて公訴棄却となった件数も含めて計上しているのである。

8 陪審公判の終局結果——原審破毀——

陪審法に基づく陪審公判は、通常事件が一審・控訴・上告と三審制度を採っているとは異なり、上訴はかなり制限されていた。陪審の評議を経て、その答申を採択して事実の判断をした事件の判決に対しては、控訴ができず（陪審法第一〇二条）、大審院に対し上告をすることができない（陪審法第一〇二条）に止まった。しかも、陪審公判においては、上告は刑事訴訟法に於いて第二審の判決に対し上告をなし得る場合（刑事訴訟法第四〇九条、第四一五条）にできるが、事実の誤認を理由とする場合には上告できないとされていた（陪審法第一〇三条）。

陪審裁判における上告理由としては、事実誤認の主張はできなものであるから、實際上、裁判長の説示が法律に違反したとき（陪審法第一〇四条第五号）、説示したものが法律上証拠となす

ことを得ないものであるとき（陪審法第一〇四条第六号）、法律上の論点に関し不当の説示をなしたとき（陪審法第一〇四条第七号）など、手続上の法令違反に限られていた。従って、上告すること自体が困難であった。そして、上告理由の中心となったのは、裁判長の説示が「証拠の信否及罪責の有無に関し意見を表示することを得ず」（陪審法第七七条但書）という条項に違反するというものであった。裁判長の説示は、被告人が有罪となるように誘導しているというのである。また、何とか破毀差戻を狙って、様々な理由をつけて上告をしていた。

陪審事件の上告は、現在までに確認できるのは九九九件（陪審公判始末簿・陪審判決書を保存していない地裁・地検がかなりあるため確認できないが、もつと上告事件はあると思われる）で、上告率は二〇％である。しかも、上告しても原審破毀となるものは非常に少なく、下記の「陪審裁判中原審破毀事件一覧表」の通り僅か一〇件に過ぎない。その中で、原審が破毀され差戻・移送後に無罪となったのは一件（③番千葉⑩控訴審）、縮小認定も一件（②番千葉②事件通常公判）のみである。

陪審裁判が始まった昭和三年一〇月一日から昭和四年六月末までの陪審事件数は一一四件で、上告は二九件、上告率は二六％強である。また、昭和二年度の通常事件の第一審判決に対する控訴率は三八・三％、控訴審判決に対する上告率は三八％である。佐藤龍馬は、「この事実は、被告人が大体に於て陪審の評決に服するのではないかと云ふことを推断する一つの材料になると思ふ。」と評価している（佐藤龍馬「陪審事件統計」『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月）。

しかし、陪審公判が通常公判よりも上告が少ない原因は、まず控訴はできず、上告審では事実誤認の主張はできず、かつ「刑の量定甚しく不当なりと思料すべき顕著な事由あるとき」以外は量刑不当を理由として上告できない（刑事訴訟法第四二二条）という法制上の制約があるだけでなく、上告しても大審院の原審破毀率は一〇％にすぎず、また原審破毀理由が直ちに事実認定を覆すようなものではなく、破毀差戻審では無罪・縮小認定は各一件にか過ぎず、破毀差戻になっても有罪は変わらないからであろう。

陪審裁判中原審破毀事件一覧表

		事件名	判決年月日	判決内容
1	NI義一	(弁護士) 森保祐昌・泰良一・原審のみ田坂戒三		窃盗・殺人(懲役8年・求刑懲役8年)
	原審	広島②	窃盗殺人被告事件昭和3・11・30判決	破毀・自判(併合罪の適用は擬律錯誤の違法あり、観念的競合と認定、窃盗・殺人、懲役8年)
	上告	大審院	窃盗殺人上告事件昭和4・5・3判決	
2	IB清吉郎	(弁護士) 大井靜雄・五木田種義・上告審のみ田中政義		強盗傷害(懲役3年6月・求刑懲役7年)
	原審	千葉③	強盗傷害被告事件昭和4・6・12判決	破棄(東京地裁移送)
	上告	大審院	強盗傷害上告事件昭和4・10・8判決	傷害(罰金100円)
3	KT千代三郎	(弁護士) 石橋信・關一二・山崎左・原審のみ秋田義正・原審のみ阿部遜・上告審のみ今村力三郎・上告審のみ宮城仁男・上告審のみ鶴澤總明		殺人(懲役12年・求刑懲役15年)
	原審	千葉⑩	殺人被告事件昭和4・10・18判決	破棄(東京地裁移送)
	上告	大審院	殺人上告事件昭和5・4・23判決	殺人(懲役10年)
4	MH治太郎	(弁護士) 原審相原守正・上告審山崎今朝彌		無罪
	控訴	東京控訴院	殺人控訴事件昭和7・2・18判決	
	移送	東京(通常)	殺人被告事件昭和6・9・2判決	

差戻	上告	原審	10	Y W ちよの	殺人被告事件昭和15・7・11判決	殺人(懲役6年・未決勾留1年2月算入)
名古屋(通常)	大審院	名古屋⑩			殺人被告事件昭和14・11・10判決 殺人上告事件昭和15・3・30判決	殺人(懲役8年・未決勾留150日算入・求刑懲役8年) 破毀(差戻)
上告	移送	原審	9	M I 庄藏	殺人被告事件昭和13・5・9判決	殺人(懲役7年・未決勾留250日算入)
京都(通常)	大阪控訴院	大審院			殺人被告事件昭和13・1・24判決 殺人上告事件昭和14・3・18判決	破毀(京都地方裁判所移送) 殺人(懲役7年・未決勾留250日算入)
上告	移送	原審	9	M I 庄藏	殺人被告事件昭和12・8・9判決	殺人(懲役10年・未決勾留250日算入・求刑懲役12年)
大塚喜一郎・移送審のみ我妻武雄・移送後上告審のみ瀧川幸辰	大審院	大審院			殺人被告事件昭和12・8・9判決 殺人上告事件昭和13・1・24判決 殺人上告事件昭和14・7・10判決	破毀(自判、殺人・懲役7年・未決勾留250日算入)
上告	移送	原審	9	M I 庄藏	殺人被告事件昭和11・11・19判決	殺人(懲役5年・求刑懲役5年)
名古屋(通常)	大審院	大審院			強盗殺人・同居侵入強盗殺人被告事件昭和11・12・28判決 強盗殺人・同居侵入強盗殺人上告事件昭和13・8・1判決 強盗殺人・同居侵入強盗殺人上告事件昭和13・11・25判決	破毀(名古屋地方裁判所移送) 強盗殺人(無期懲役)・同居侵入強盗殺人幫助(懲役2年執行猶予3年) 強盗殺人(公訴棄却、昭和13・10・20被告人源作病死) 同居侵入強盗殺人幫助(懲役2年・執行猶予3年)

原審	1	8	O U 源作・外	(弁護士) 大道寺慶男	強盗殺人・同幫助被告人源作(死刑・求刑死刑)・強盗殺人幫助被告人	強盗殺人被告人源作(死刑・求刑死刑)・強盗殺人幫助被告人
岐阜⑥					強盗殺人・同幫助被告人源作(死刑・求刑死刑)・強盗殺人幫助被告人	強盗殺人被告人源作(死刑・求刑死刑)・強盗殺人幫助被告人
差戻	7	K T 善春	差戻審のみ稲村宗政	(弁護士)原審のみ山本金秋・原審・差戻審のみ藤田薫・上告審・差戻審のみ稲本錠之助・上告審のみ三輪長正・	放火被告事件昭和9・5・18判決	放火(懲役6年)
甲府(通常)					放火被告事件昭和9・5・18判決	放火(懲役6年)
上告	6	T H 治郎	差戻審のみ小林梅繁・兒玉正五郎・②上告審のみ川手忠義	(弁護士)原審のみ山田嘉八・上告審のみ岡田庄作	放火被告事件昭和8・9・19判決	放火(懲役5年・求刑5年)
大審院					放火被告事件昭和8・9・19判決	放火(懲役5年・求刑5年)
差戻	5	I I 國光	差戻審のみ馬場小八・上告審のみ山田嘉八・上告審のみ岡田庄作	(弁護士)原審のみ山田嘉八・上告審のみ岡田庄作	放火被告事件昭和7・6・1判決	放火(懲役5年・未決勾留400日算入)
名古屋(通常)					放火被告事件昭和7・6・1判決	放火(懲役5年・未決勾留400日算入)
上告	5	I I 國光	差戻審のみ鳥取④	(弁護士)原審のみ鳥取④	放火被告事件昭和5・9・25判決	放火(懲役10年・未決勾留200日算入・求刑懲役10年)
大審院					放火被告事件昭和5・9・25判決	放火(懲役10年・未決勾留200日算入・求刑懲役10年)
差戻	5	I I 國光	差戻審のみ鳥取④	(弁護士)原審のみ鳥取④	放火被告事件昭和5・12・12判決	破棄・自判(観念的競合と問議したのは失当として、併合罪と認定、放火・詐欺、懲役10年・未決勾留200日)
名古屋(通常)					放火被告事件昭和5・12・12判決	破棄・自判(観念的競合と問議したのは失当として、併合罪と認定、放火・詐欺、懲役10年・未決勾留200日)

陪審裁判において、上告した事件の判例は、判例集に四五事件登載されており、調査収集した判決書に三一事件、合計七六事件が現存する。それらを「陪審公判上告審判例集」として、一覧表を作成した。資料集には、その本文を収録しているのので、上告理由の調査をする索引として、本資料集に収録した。

(注) 大審院判例集に登載された陪審裁判に関する判例の分析をしたものに、大審院判事宇野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」

『法曹会雑誌』第7号第10巻・一九二九年一〇月)がある。

陪審公判上告審判例集

上告審判決		第一審判決		出典					
判決日	上告事件	判決	上告人	裁判所事	判決日	判決	法律新聞	刑事判例	資料集
昭和 4・3・14	殺人未遂	棄却	M T西松	大阪②	3・12・15	懲役3年	4・6・23		
4・3・29	尊属殺人未遂	棄却	ON榮藏	宇都宮①	3・12・24	懲役4年	法律新聞		
4・4・6	放火	棄却	NG員直	金沢①	3・12・10	懲役10年	4・6・5	8巻3号	○
4・4・11	尊属殺人未遂・ 殺人未遂	棄却	FK徳太郎	水戸③	3・12・24	懲役4年	4・6・5	8巻3号	○
4・5・3	殺人・窃盗	破毀自判	NI義一	広島②	3・11・30	懲役8年	4・9・25	8巻6号	○
4・5・9	傷害	棄却	OZ佑夫	仙台①	4・1・31	懲役5年			○
4・5・31	放火未遂	棄却	OM金一郎	大分⑥	4・2・23	懲役2年6月			○

4・6・6	強盗殺人未遂	棄却	MN清	岐阜②	4・2・28	懲役15年	4・11・5		
4・6・13	放火未遂	棄却	KDま津	岡山⑤	4・3・29	懲役1年6月	4・10・28	8巻7号	
4・6・19	殺人・殺人未遂	棄却	ST虎吉	佐賀⑤	4・3・30	無期懲役			○
4・6・24	強盗殺人未遂	棄却	IB芳	名古屋④	4・3・6	懲役12年	4・12・10	8巻8号	○
4・6・25	殺人・殺人未遂	棄却	NM一平	東京⑤	4・3・23	無期懲役	4・8・3		○
4・6・27	尊属殺人・殺人	棄却	TG友太郎	福島①	4・4・16	死刑			○
4・7・20	殺人	棄却	OK芳太郎	京都①	4・4・16	懲役10年	4・12・18	8巻8号	○
4・9・3	殺人	棄却	SE作造	横浜②	4・4・24	無期懲役	4・10・8		○
4・10・4	放火	棄却	TG政右衛門	神戸②	4・5・10	懲役3年			
4・10・8	強盗傷人	破毀移送	IB清吉郎	千葉③	4・6・12	懲役3年6月	4・12・30	8巻9号	
4・10・19	強盗殺人未遂	棄却	木本政治	京都②	4・6・1	懲役8年	5・1・28	8巻11号	○
4・10・23	放火	棄却	MS峰雄	山口②	4・7・18	懲役4年	5・2・23	8巻11号	○
5・1・24	殺人未遂	棄却	OS平治	前橋①	4・9・19	懲役3年			○
5・2・26	放火	棄却	NH清三郎	水戸⑤	4・11・11	懲役5年	5・4・13	9巻1号	
5・3・10	強盗傷害	棄却	SG平一	福井①	4・11・29	懲役3年6月	5・6・10	9巻3号	○
5・3・20	殺人未遂・爆発 物取締罰則違	棄却	MH治太郎	鳥取③	4・11・14	懲役8年			○
5・4・8	殺人・傷害	棄却	UTM覺善	松山②	4・12・16	懲役10年			○

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	
7・8・25	7・7・9	7・7・1	7・6・20	7・6・14	7・6・9	7・5・28	7・4・22	7・4・4	7・2・29	6・11・10	6・11・2	
放火未遂	放火	殺人	放火殺人	放火未遂幫助	殺人	放火	強盗殺人	傷害	殺人教唆	尊属殺人	放火・放火未遂	遂・住居侵入
棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	破毀差戻	
KH玄次郎	KT平四郎	R宗煥	KY森太	GT惠治郎	SNきう	MK豊藏	AM鶴千代	HSG信治	KT庄之助	FM勘一	II國光	OM正喜 SG伸一 TN實
前橋②	名古屋⑭	東京⑳	岡山⑫	長崎⑤	横浜⑱	鳥取⑧	山口⑩	新潟⑩	大分⑰	山口⑨	名古屋⑪	
7・4・26	7・2・24	7・2・19	7・3・12	7・3・7	6・12・3	7・2・19	7・1・20	6・12・9	6・6・17	6・7・14	6・4・24	
懲役2年6月	未決180日算入 懲役5年	無期懲役	未決30日算入 懲役5年	未決50日算入 懲役3年	無期懲役	未決60日算入 懲役2年	無期懲役	懲役3年	未決150日算入 懲役5年	懲役7年	懲役5年	無罪4名 懲役10年 無期懲役
	8・2・13	7・8・13	7・8・18	7・7・18	7・7・15		7・7・3				6・12・20	
	11卷16号	11卷12号	11卷11号	11卷10号	11卷10号		11卷8号				10卷10号	
○	○		○	○		○	○	○	○	○		

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
6・7・22	6・5・8	6・2・26	5・12・12	5・10・2	5・9・23	5・7・17	5・7・5	5・6・9	5・5・31	5・5・15	5・5・13	5・4・23	5・4・18	5・4・14
強盗殺人・同未	強盗	放火	放火・詐欺	放火教唆	放火未遂	殺人・死体遺棄	殺人未遂	傷害致死	放火未遂	放火	放火	殺人	放火未遂	放火未遂
棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却(決定)	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	破毀移送	棄却	棄却
HD清二	IU爲市	NH清二郎	TB金太郎	K春吉	HY傳彌	HZ勝之	KB小林觀空	SG廣作	MO義親	MZミサ	HN小一	AT千代三郎	HD泰平	OG吟藏
長崎②	横浜⑩	水戸⑤	鳥取④	横浜⑦	長野②	千葉⑪	京都⑤	東京⑯	大分⑭	秋田④	東京⑭	千葉⑩	新潟③	熊本⑤
6・3・16	5・12・18	4・11・11	5・9・25	5・5・13	5・7・2	4・11・15	5・3・10	5・3・8	5・2・26	5・2・6	5・2・13	4・10・18	5・1・29	4・12・21
死刑2名	未決60日算入 懲役2年6月	懲役5年	未決200日算入 懲役10年	未決70日算入 懲役7年	未決120日算入 懲役2年6月	無期懲役	懲役5年	未決60日算入 懲役5年	懲役1年	懲役5年	懲役7年	懲役12年	懲役2年6月	懲役3年
6・11・10				6・2・3		5・11・5	5・11・13	法律新報 5・9・15	5・9・23			5・7・8		
10卷9号				9卷10号		9卷8号	9卷8号		9卷6号		9卷4号	9卷4号		
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64
13・5・30	13・1・24	12・4・28	11・12・15	11・7・16	11・4・18	10・6・15	10・4・27	10・3・11	9・10・11	9・6・14
放火	殺人	殺人	放火・詐欺	嬰兒殺	尊属監禁致死	放火	放火	放火	窃盗・準強盗	放火
棄却	破毀移送	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却
N Z 戸右衛門	M I 庄藏	W K Y 馬太郎	O H 又次郎	K B ツエ	O Z 一直	T H 治郎	H K 茂三郎	A K 久三郎	E T 今朝氣	M I 雅留
横浜⑩	大津②	大分⑭	秋田⑮	秋田⑯	前橋④	横浜⑳	横浜㉑	東京㉒	大分㉓	広島⑪
12・10・8	12・8・9	11・10・31	11・7・14	11・3・9	10・11・30	9・11・22	9・7・25	9・12・4	9・6・1	9・3・16
懲役3年	未決250日算入 懲役10年	未決120日算入 懲役5年	未決120日算入 懲役8年	未決60日算入 懲役3年	未決60日算入 懲役3年	未決200日算入 懲役5年	未決4年 懲役4年	未決300日算入 懲役6年	未決100日算入 懲役6年	未決60日算入 懲役12年
	13・3・30	12・7・30	11・7・14	11・12・3	11・7・20			14卷3号	13卷17号	9・10・15
	17卷1号			15卷15号					13卷13号	
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
9・3・23	9・3・10	9・1・29	8・11・16	8・10・21	8・7・8	8・6・23	8・6・21	7・12・12	7・11・14	7・10・6
放火	放火	放火	傷害致死	放火	放火未遂	強盗殺人	通貨偽造	傷害致死	放火	放火未遂
破毀差戻	破毀差戻	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却	棄却
T H 治郎	K T 善春	N O 義一	S M 嘉四郎	K D 貞治	Y D 一藏	O S 忍	A B 勝治	O O 國治郎	A N 民藏	S T 一夫
横浜㉔	甲府③	横浜㉕	仙台⑪	新潟⑮	山口⑯	松江⑰	函館⑱	横濱⑲	高松⑲	青森⑳
8・9・19	8・10・31	8・7・22	8・5・2	8・5・29	8・4・11	8・3・31	8・3・4	7・6・25	7・7・29	7・5・27
未決200日算入 懲役5年	未決60日算入 懲役6年	未決50日算入 懲役4年	未決100日算入 懲役5年	未決150日算入 懲役10年	懲役3年 死刑	懲役2年 懲役2年6月	未決120日算入 懲役6年	未決40日算入 懲役2年6月	懲役3年 懲役3年	未決90日算入
	9・6・30		8・12・20		8・10・5	8・10・15			7・12・29	7・12・28
	13卷3号		12卷22号		12卷14号	12卷11号	12卷10号			11卷18号
○		○	○	○	○	○	○	○	○	

76	75
18・7・16	15・3・30
放火未遂	殺人
棄却	破毀差戻
YK義造	YWちよの
大阪⑥	名古屋⑩
17・12・26	14・11・10
未決 150日算入	懲役3年 未決 180日算入
	未決 500日算入
○	○

9 陪審公判の終局結果―死刑・無期懲役―  
陪審裁判は、刑が軽いともいわれているが、死刑・無期の事件もあるので、「陪審裁判中  
死刑・無期懲役一覧表」を作成した。

昭和	事件(弁護人)	陪審判決	上告審判決(弁護人)	備考
4	東京⑤NM一平 (坂田豊喜・大沼末吉) 横浜②SE作造 (松岡憲一) 千葉①殺人HZ勝之 (岡遼) 静岡⑥WS由太郎 (鈴木信雄) 大阪⑫TZ克次郎	殺人・殺人未遂被告事件昭和4・3・23判決 殺人・殺人未遂・傷害、無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和4・4・24判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人・死体遺棄被告事件昭和4・11・15判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和4・10・31判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人・殺人未遂被告事件昭和4・4・26判決	昭和4・6・25上告棄却 (大沼末吉) 昭和4・9・3上告棄却 昭和5・7・17上告棄却 (前田米蔵) 昭和5・2・14上告棄却 (鈴木信雄・関田金作) 昭和4・6・5上告取下	巡查殺 妻孥の父殺 妻子殺 情婦の父殺 貫子殺 同棲女と近

5	秋田③HDデョウ (中西徳五郎・和田吉三 郎・白瀬順次郎) 大阪②H耕太郎 (毛利與一) 高松①TG留一 (中村皎久) 東京⑧SK一郎 (戸田宗孝) 横浜⑩SNきょう (染谷徳平)	殺人被告事件昭和4・7・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人・殺人未遂被告事件昭和5・3・5判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人・殺人未遂被告事件昭和5・4・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人昭和6・6・3判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和6・12・3判決 無期懲役(求刑無期懲役)	昭和4・7・20上告取下 昭和5・5・25上告棄却 昭和5・5・5上告棄却 昭和4・6・27上告棄却 昭和4・6・19上告棄却 (小松崎信) 昭和4・6・30判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人被告事件昭和4・1・22判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人・殺人被告事件昭和4・4・16判決 死刑(求刑死刑) 殺人被告事件昭和5・7・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人・公務執行妨害被告事件昭和5・6・19判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人被告事件昭和5・4・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人昭和6・6・3判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和6・12・3判決 無期懲役(求刑無期懲役)	姦婦の夫殺 姑・妻殺 巡查殺 養父母殺 義父母殺 兄殺・放火 実母殺 夫殺
6	(梨岡時之助) 佐賀⑤ST虎吉 (香田廣一) 大分⑤N小寛 (伊東三雄) 福島①TG友太郎● (北川次男) 秋田③HDデョウ (中西徳五郎・和田吉三 郎・白瀬順次郎) 大阪②H耕太郎 (毛利與一) 高松①TG留一 (中村皎久) 東京⑧SK一郎 (戸田宗孝) 横浜⑩SNきょう (染谷徳平)	無期懲役(求刑死刑) 殺人・殺人未遂被告事件昭和4・7・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人・殺人未遂被告事件昭和5・3・5判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人・殺人未遂被告事件昭和5・4・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人昭和6・6・3判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和6・12・3判決 無期懲役(求刑無期懲役)	昭和4・7・20上告取下 昭和5・5・25上告棄却 昭和5・5・5上告棄却 昭和4・6・27上告棄却 昭和4・6・19上告棄却 (小松崎信) 昭和4・6・30判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人被告事件昭和4・1・22判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人・殺人被告事件昭和4・4・16判決 死刑(求刑死刑) 殺人被告事件昭和5・7・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人・公務執行妨害被告事件昭和5・6・19判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人被告事件昭和5・4・9判決 無期懲役(求刑無期懲役) 尊属殺人昭和6・6・3判決 無期懲役(求刑死刑) 殺人被告事件昭和6・12・3判決 無期懲役(求刑無期懲役)	親者殺傷 女と恋仇殺 巡查殺 妻孥の父殺 貫子殺 同棲女と近

	7	長崎②HD清二外● (三浦順太郎・神代宗衛 ・五輪仙右衛門) 東京⑨R宗煥 (布施辰治・細迫兼光・ 神道寛次・青柳盛雄・ 河合篤・大森詮夫)	強盗殺人・同殺人未遂被告事件昭和6・3・16判決 死刑(求刑死刑)2名・無期懲役(求刑死刑)・懲役10 年(求刑懲役10年)・無罪4名 殺人被告事件昭和7・2・10判決 無期懲役(求刑死刑) 相被告R祿鐘・懲役6年(求刑懲役10年)	昭和6・7・22上告棄却 昭和7・7・1上告棄却 (布施辰治・大森詮夫・川井篤 ・青柳盛雄)	強盗殺 巡査殺
	8	山口⑩AM鶴千代 (千々松安太郎) 千葉⑧TO傳藏 (石井市次) 松江⑤OS忍● (大脇熊雄)	強盗殺人被告事件昭和7・1・20判決 無期懲役(求刑無期懲役) 殺人被告事件昭和8・11・30判決 無期懲役(求刑無期懲役) 強盗殺人昭和8・3・31判決 死刑(求刑死刑)	昭和7・4・22上告棄却 (山田善之助・中村了詮)	叔父強殺 妾殺
	10	岐阜⑥OU源作● (大道寺慶男)	強盗殺人被告事件昭和10・7・16判決 死刑(求刑死刑) 相被告OUてる・懲役5年(懲役5年) 名古屋地裁・強盗幫助・懲役2年・執行猶予2年	昭和8・6・23上告棄却 昭和10・11・19破毀移送 昭和11・12・28名古屋地裁判決 ・無期懲役(通常公判) 昭和13・8・1名古屋控訴院・ 死刑(昭和13・10・20病死 (大道寺慶男)	強殺 義理の伯母 姦殺 強殺 義理の伯母 姦殺 強殺 義理の伯母 姦殺
13		神戸⑨MM道悅	強盗殺人昭和13・5・19判決		
合計	21件	(前田力)	無期懲役(求刑無期懲役) 死刑4件(5名)・無期懲役17件		(注●死刑)

### 三 おわりに

最後に、共同研究者の本資料集完成の「感想」を紹介して、十数年に亘る調査研究の終わりとしよう。

#### 1 歴史の審判を受けた陪審法 増田 修 (広島弁護士会弁護士)

昭和三(一九二八)年一〇月一日、陪審法が全面施行された際、時の司法大臣原嘉道は、「国民翹望の的となって居った陪審法、∴則ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法、行政、司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達した。∴仮令極めて少数の者でも、従来の裁判制度に不満足なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民、即ち何等捉はれざる同胞の判断により罪の有無を定めしむることと云ふことが、此の新制度採用の本旨である∴」、という談話を発表している(『法律新報』昭和三年10月5日)。

しかし、我が国の陪審法は、陪審員には何らの決定権(陪審法第79条、公訴事実の有無のみを答申し、有罪無罪の答申はできない)もなく、判事が陪審員の答申の採否(陪審法第95条採択・陪審法第95条更新)を決定し、陪審裁判を必要とするであろう公職選挙事犯や治安維持法違反などは、陪審不適事件



〔陪審法〕第4条、治安維持法は昭和四年四月法律第五一号で追加〕として陪審の対象とはしないという、望みもしないのに与えられた名許りの陪審制度であった。

陪審法の実施に際しては、一年間の陪審裁判を二、三〇一件と予想し、そのために担当する判検事を増員(判事一〇四人・検事四六八)していた。しかし、陪審公判が施行された一四年六ヶ月の間(昭和三年一〇月一日〜昭和八年四月一日)の陪審事件受理総件数は二五、一九二件(予想の七五・五%)であったが、陪審公判総件数は被告人の辞退・自白により僅か四八八件(予想の一・二九%)で、昭和四(一九二九)年に行われた陪審公判件数一四四件(予想の六・二六%)が最高年間件数であり、昭和一三(一九三八)年以降は年間四件(予想の〇・一七%)以下となり、「国民には縁遠い制度となつて仕舞つた」(岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」、『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月)。

その間、当時の弁護士兼衆議院議員達は、陪審裁判の不振を改善するため陪審法を改正すべく、八回に亘り陪審法の改正案を衆議院に提出したが、司法省は一貫して反対し、内六回は審議未了で終り、昭和八(一九三三)年第六五議會(牧野賤男外三名提出、二月〜翌年三月)では衆議院を通過したが会期末のため貴族院には付託されず、昭和一二(一九三七)年第七三議會(内藤正剛外六名提出、二月〜翌年三月)では衆議院を通過したが貴族院では審議未了となつた。しかし、改正案は、陪審対象犯罪を拡大して請求陪審対象犯罪も法定陪審とし、更新の条項を削除し、控訴が出来る(だが、陪審員の資格・権限、陪審不適事件は変更しない)というものであった。これに対し司法省は、昭和一二(一九三七)年第七一議會に、逮捕者一八三名・内九一名を起訴した神奈川県集団放火事件を処理するため、共同被告人が多数で複雑な事件は陪審の評議に附さないことができるという改正法案を衆議院に提出したが、帝国弁護士会・日本弁護士協会は反対し、委員会審議において反対論が強く審議未了となり、改正は断念した(増田

修「我が国で行われた陪審裁判の実像」、『修道法学』第38巻第1号・二〇一四年九月、中の「陪審法の改正と施行停止」。このように、政府は機能不全状態(被告人の人権擁護機能を十分に發揮できない状態)の陪審法を改正することなく、年月は過ぎていった(大日本帝国憲法)第24条で、「法律で定める裁判官の裁判を受ける権利を奪はるゝことなし」と定めていたので、陪審員に有罪無罪の決定権を与えるのは憲法違反となると解釈されていた)。

昭和一二(一九三七)年七月には日中戦争(支那事変)が勃発し、戦争遂行のための関連事務が激増した全国の市町村役場にとつて、陪審員資格者名簿・同候補者名簿を毎年作成する義務は大きな負担となり、それを軽減するため、昭和一六(一九四一)年三月、両名簿は引き続き昭和一九(一九四四)年一月三十一日まで有効とするなどの陪審法改正(昭和一六年三月法律第六二号)が行われた。更に、昭和一六(一九四一)年一月二月に開戦した太平洋戦争も熾烈となり、それら大東亜戦争の遂行を優先するため、昭和一八(一九四三)年四月には、陪審法の施行を停止したが、陪審法は「その運用の妙を得る時は平時に於てはむしろ望ましいものと云ひ得よう」(前掲「岡原昌男論文」として、廃止はしなかつた)。

戦争末期の昭和二〇(一九四五)年には、四五ヶ所の裁判所が(陪審法廷・陪審員宿舍諸共)アメリカ軍の空爆のため焼失し、施行停止の陪審法は「大東亜戦争終了後再施行スル」(陪審法ノ停止ニ関スル法律)附則第3項、昭和二年三月勅令第一六一号により「大東亜戦争」を「今次ノ大戦」に改正」とされていたが、陪審法廷を開くことは物理的にも不能となつた。

敗戦後、昭和二一(一九四六)年三月、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)から、本格的な陪審制度の提案があつた。更に、昭和二二(一九四七)年三月「裁判所法案」審査の最後の段階で、GHQより「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」(裁判所法)第3条第3項」という条項を追加するよう要求された。政府は、陪審制度の導

入に消極的であったが、この規定追加の要求を受け容れた。すなわち、民主的法律制度を否定する印象を一般国民に与えず、かつ直ちに陪審裁判を導入しなくても済むよう、巧妙に対処した（利谷信義「戦後改革と国民の司法参加―陪審制・参審制を中心として―」『戦後改革』4・司法改革、東京大学出版会・一九七五年七月）。

戦後、我が国の司法制度改革の中で、国民の司法参加について、半世紀に亘り議論されてきた。そこでは、陪審法には、制度として欠陥があり、また、陪審の評議に付された事件が少なかつた原因となる問題点も幾つかあるが、その欠陥や問題点を是正し、予審制度が廃止された新刑事訴訟法に適合するように改正して、陪審法を復活すべきであると主張する実務家・研究者は少なかつた。欧米で行われている陪審裁判は、民主主義体制下の国家が行うべき、普遍的な裁判制度であると信じられていたからであろう。

〔注〕利谷信義は、我が国の陪審公判は「無罪率は同時期の一般刑事事件（注、通常公判）の無罪率…と比較すると格段に高い」ので、「人権擁護のために一定の役割を果たしたことも認めてよいであろう」という（利谷信義「日本の陪審裁判」『自由と正義』第35巻第13号・一九八四年二月）。そして、賛同者も多い。しかし、全事件が公訴事実を争う陪審公判の無罪率と、大部分が自白事件である通常公判の無罪率（陪審公判の無罪率と比較して非常に低い）とを、形式的に比較しただけで、陪審法の人権擁護の機能について論じるのは無理がある。本解題「5 陪審公判の終局結果―無罪・縮小認定―」中の（注）および（注1）を参照されたい。

しかし、戦後の国民の司法参加に関する議論の過程で、我が国において行われた陪審公判に関する個別的基礎資料を広範囲かつ大量に調査収集し実証的に検証した成果を踏まえて、我が国に適合した陪審制度はどのようなものかについて検討されたことは、一度も無かつた。

そして、二〇世紀末から二一世紀初頭にかけて、司法制度改革審議会（平成二年七月二七日小

淵内閣に設置）の審議の中で、一気に参審制度（ヨーロッパでは、フランス・ドイツ・イタリアなどが陪審制から参審制へ移行している）採用の道に進み、平成一三（二〇〇二）年六月「司法制度改革審議会意見書」において新たに裁判員制度の導入が提案された。この意見書を受けて、平成一三年一月「司法制度改革推進法」が制定され、同年一二月司法制度推進本部を設置して、裁判員制度に関する制度案を策定した。こうして、平成一六（二〇〇四）年五月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という）」が制定され、平成二一（二〇〇九）年五月施行されるに至つた：裁判所法第三条第三項と陪審法は、廃止もせず…。

「裁判員法」制定と共に、陪審制度に対する一般国民の関心は無くなり、陪審裁判の実際を記録した史資料も忘れ去られて、そのまま歴史の塵の中に埋没しようとしている。しかし、戦前の陪審裁判に関する史資料は、我が国が近代国家を建設する過程で生成された貴重な歴史的文化遺産である。

歴史の審判を受けた、我が国で行われた陪審裁判について、全件調査をして得た資料を収録した本資料集など、現在の法律実務においては何の役にも立たないものである。しかし、いつの日か、歴史としての陪審法に関する研究において、この資料集を活用する研究者が現れるのではないかと思いつつ筆を措こう。

〔注〕歴大な本資料集の読破に入る前に、次の六事件に関する資料を味読して欲しい。ここでは、弁護人達の前に、公訴事実を立証する、予審判事が作成した被告人に対する訊問調書（自白調書）が、壁のように立ちはだかっているのである。

（1）大津地方裁判所⑩事件（解題）陪審裁判中原審破毀事件（一覧表9）殺人被告事件昭和二二年九月判決（弁護人山下彬麻呂・二回目の上告審弁護人瀧川幸辰）

（2）東京地方裁判所⑪事件（解題）陪審裁判中死刑・無期懲役（一覧表7）殺人被告事件昭和七年二月一〇日判決（弁護人布施辰治）

- (3) 大阪地方裁判所<sup>⑤</sup>事件（解題）陪審裁判中更新事件（覧表26）放火未遂被告事件昭和一七年七月二三日決定（弁護士坂東米八）
- (4) 横浜地方裁判所<sup>⑥</sup>事件（解題）陪審公判上告審判例集67）放火被告事件昭和九年七月二五日判決（弁護士田崎文蔵）
- (5) 千葉地方裁判所<sup>⑦</sup>事件（解題）陪審裁判中原審破毀事件一覽表2）強盗傷害被告事件昭和四年六月二二日判決（弁護士大井靜雄）
- (6) 千葉地方裁判所<sup>⑧</sup>事件（解題）陪審裁判中原審破毀事件一覽表3）殺人被告事件昭和四年一〇月一八日判決（弁護士石橋信・外）

## 2 「悉皆調査主義」の金字塔 矢野 達雄（広島修道大学法学部教授）

戦前の陪審裁判資料集「我が国で行われた陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」が完成した。この事業の実質的なリーダーは、広島弁護士会所属弁護士増田修氏である。そして、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会のメンバーが支援する形でこの大事業は完遂された。

増田氏は、昭和四六（一九七二）年から平成一五（二〇〇三）年まで第二東京弁護士会所属の弁護士として活動したあと、故郷の広島に帰り広島弁護士会に登録替えした。本人の語るところによると（注1）、東京にいたときから興味をもっていた古代史の研究を故郷に帰って進めるつもりであったところ、広島弁護士会の戦前部分が全く欠落していたことを発見し、一念発起して広島弁護士会の歴史を編纂すべくまずその前段の作業として資料収集を進めていったとのことである。

氏の資料収集活動は、全く徹底している。すなわち戦前の広島新聞「芸備日日」「中国」その他に限無く目を通し、そこから弁護士に関する記事を収集していくというものである。この資料収集の成果は、「広島弁護士会沿革誌」と名付けられ、『修道法学』に順次掲載され、平成二六（二〇一四）年完結した。この史料を利用した広島弁護士会の通史「戦前編」はまだ試みられてないが、基礎資料が揃ったのでいずれ執筆する人も出てくるであろう。なお増田氏ご自身は、その積もりはないとのことである。

「広島弁護士会沿革誌」の資料収集と併行して、増田氏および研究会が取り組んだのが、戦前の一時期施行された陪審裁判に関する資料調査である。私が広島修道大学に赴任したのは二〇〇七年の春であるが、すでに広島における陪審裁判の資料収集が終わり、その（一）が『修道法学』第二九巻第二号に掲載済みであった。その後研究会は、広島控訴院管内各裁判所の記録収集を進めつつあった。私は、否応なく研究会のメンバーに組み入れられ、その活動に加わることとなった。

増田弁護士の陪審裁判関係資料の収集方法は、次のごとくである（注2）。まず各地方裁判所に赴き、保存する「予審終結決定書」・「陪審公判始末簿」を請求し、提示があればそれを複写する。次に各地方検察庁で、陪審事件の「刑事判決書」を請求し、提示があればそれを複写する。さらに各種新聞記事を、それも陪審公判の模様を直接伝える記事だけでなく、広報や評価など周辺記事も含め収集する。以上に加え「陪審説示集」や「問書集」を可能な限り集めるとともに、判事・検事・弁護士の陪審公判についての感想があればこれを採録する。以上で十分な気もするが、増田氏の資料採取はこれで終わらない。陪審裁判に関与した、判事・検事・弁護士の経歴等のデータを、国会図書館や各地の図書館等に足を運び、できる限り集める。誠に、徹底したものである。

私は、このような資料収集方法を、「悉皆調査主義」と名付けたい。歴史研究に限らずどのようなテーマであっても、物事の全貌をつかもうとした場合、「悉皆調査」は理想的な方法である。しかし「悉皆調査」は、言うは易く行うのは極めて困難である。例えば国民

の意識調査を行おうとした場合、国民に会ってインタビューし分析することなど、手間と経費を考えるまでもなくおおよそ考えられない。だからどんな大規模な調査にあっても、サンプル調査ということにならざるをえない。しかし対象をきわめて狭い範囲に設定すれば、「悉皆調査」も試みられないでもない。例えば、増田氏が最初志したという古代史研究の分野では、史料がきわめて少ないので、全てを調べ尽くす研究者もあるやに聞く。しかし時代が、中世―近世と進むにつれて関係資料も幾何級数的に増えてゆき、近代史に至っては、直接関係資料だけでも膨大にのぼる。また周辺事情を探ろうとすると、範囲をどこまで広げればよいか、とまどうばかりで皆目見当がつかない。「悉皆調査」は困難というより、不可能といって過言でない。

さて、「広島における陪審裁判」を完結させた研究会メンバーは、続いて山口、岡山、松江、鳥取における陪審裁判と資料調査を続け、平成二五（二〇一三）年「松山における陪審裁判」の『修道法学』への掲載で旧広島控訴院管内の調査を完結させた。ここでもなぜ松山が旧広島控訴院管内に入っているのか怪訝に思う人がいるかもしれない。実は松山の裁判所は、明治九年以降大阪の裁判所（大阪上等裁判所―大阪控訴裁判所―大阪控訴院）の管轄下にあつたが、明治二八年以降広島控訴院管内に管轄替えとなつたのである。それはさておき、松山が調査地になつたことで、私が新聞記事などの調査にあたることとなつた。私は、松山に帰省する度に愛媛県立図書館や愛媛大学に立ち寄りマイクロ・フィルムの検索を続けた。それまでは、松山地方裁判所で実施された陪審裁判については、件数は三、四件程度、無罪判決はひとつもなかつたと言われてきたが（『愛媛新聞』一九九〇年二月一日付参照）、このような見方は完全に否定されることとなつた。すなわち、全部で六件の陪審事件に係

属し、うち一件が無罪であつたことが、判明したのである。

陪審裁判資料調査への私自身の関与としては、これくらいであるが、ゼミの学生諸君の助力を借りたことを述べておきたい。それは収集した資料のデジタル入力の仕事である。前述のように調査の結果集められた資料は、膨大な量にのぼる。増田氏はこれを仕分けして、メンバー各人に割り振られた。一人分の割当量も相当である。そこで私は、三・四年次に開講しているゼミナールのテーマを「戦前日本の陪審裁判の研究」に設定し、陪審にまつわるさまざまな課題（制度の比較検討、立法過程、イデオログの見解、施行過程ほか）を検討することとした。そして、その一環として資料の入力をゼミ生にお願いすることとしたのである。この入力作業は、思ったよりも難事であつた。最近の若者は、古い漢字も読めないし、旧仮名使いにも慣れていない。学生も苦勞したようであるが、何とかやり遂げてくれた。島根大学や近畿大学の学生にも、同じように協力してもらつたと聞いている。本資料集の完成の蔭には、このような学生の貢献があつたことも忘れてはならないと思う。

増田氏の壮図は、「広島控訴院管内における陪審裁判」の完成で止まらなかつた。全国制覇、すなわち「悉皆調査」の方法を用いた全国の陪審裁判の記録収集を目指しはじめたのである。私は冗談だろうと思つたが、増田氏は本気だつた。紺谷浩司先生（広島大学名誉教授）とともに全国行脚の旅を続けていかれたのである。紺谷氏が病で遠方に出掛けることが難しくなつてからは、独力で北海道に通われたと聞いている。現職があり勤務との関係で長期の出張ができない私たちは、見守るばかりであつた。ただし、収集してきた資料のデジタル入力には協力をした。

編集を終えた資料集は、大阪控訴院管内、東京控訴院管内、名古屋控訴院管内、長崎控訴院管内、宮城控訴院管内、札幌控訴院管内の順で次々と『修道法学』に掲載していった。ただし、本冊に登載するのは余りにも頁数を要するので、途中から付録CDに収録して配布するという方式に切り替えた。『修道法学』への掲載、付録CDへの収録などに関しては、当時の法学部長矢部恒夫氏の多大なご助力があった。また今回の資料総集編のDVD作成については現法学部長上谷均氏の尽力にあずかったことも記しておきたい。こうして、この途方もない計画は、一〇年余の歳月と少なくない資金、そして膨大な手間を費やして、このほどようやく完遂されたのである。

さて、こうして完成した戦前の陪審裁判資料集「我が国で行われた陪審裁判」はどのような特徴と意義をもっているだろうか。

その特徴は、何よりも「悉皆調査主義」に貫かれていることである。これによって、昭和三年一〇月から同一八年四月までおよそ一五年の期間中に実施された四八八件の陪審事件の全貌が、はじめて明らかにされた。「悉皆調査主義」の金字塔といって過言でない。

これまで「国民の司法参加」という問題意識のもとに陪審制度は研究され、各国制度や実態の比較検討と並んで、戦前の一時期施行されたわが国の陪審裁判の実績についても言及されることが多かった。その中で、「陪審裁判はわが国の国民性に合わない」とする意見や、「陪審裁判は人権擁護の機能を果たした」とする意見などが鋭く対立してきた。もちろんこれらの意見も、実績を全く踏まえていないわけではないが、ともすると自らの主張に都合の良い点だけを見て立論しているという傾向がなくもなかった。陪審裁判の全貌が明らかにされたので、今後はこれを前提にして論議がすすむことが期待される。

最後に「悉皆調査主義」の扱った波紋について、ひとつ。私がかねがね愛媛県の司法史・裁判史を明らかにしたいと考えてきた。その手段として、新聞紙の悉皆調査を思いつかないではなかったが、とてつもない作業量になるだろうかと敬遠してきた。しかし、増田氏の「広島弁護士会沿革誌」そして「陪審裁判の資料探索」の作業を近くで拝見して、私にもやれるのではないかと感じる所があった。そして、創刊以来の「海南新聞」のすべてに目を通す作業を開始した。図書館のマイクロ・リーダーと格闘しながらである。まだ明治三五年くらいまでであるが、さまざまな新発見があった。こうして得られた新知見も交え、「愛媛民報」紙に「伊予松山・裁判所ものがたり「明治編」」を執筆・連載した。いまこの新聞連載を土台に、一冊の本を出版する計画が進行中である。

(注1)「この人に聞く」(広島弁護士会『会報』第八四号、二〇〇八年二月)ほか。

(注2) 増田修「大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究」(日弁連法務研究財団『JFL News』別冊「究めたい!」、二〇一三年二月)参照。

### 3 陪審裁判記事から考える 居石 正和 (島根大学法文学部教授)

陪審裁判が開かれた当初、人々の関心は高かったとみえ、法廷の様子が詳しく報道されている。被告人が公判当初から無罪を主張し続けている事件は、特にそうである。その一例が、東京地裁で最初に行われた陪審裁判事件である。

昭和三(一九二八)年一月一七日、東京地裁管内最初の陪審裁判が東京地裁第二陪審法廷で開かれた。それは、火災保険金目当ての放火未遂事件で、一旦予審免訴となったが検事の抗告により公判に付されるといふ複雑な経緯をたどっている。被告人は事件当初から

無実を主張していた。この裁判を伝える記事では、裁判長の発言、証人台に立った証人の氏名・証人の様子・その発言などが伝えられている。そうして、裁判が進むにつれ、警察の初動捜査に問題がある可能性が明らかにされ、それが報道される。

昭和四(一九二九)年五月六日東京地裁第一陪審法廷で行われた保険金詐欺放火事件も興味深い。この事件でも、保険金目当てで自宅を放火したとして起訴された被告人が、当初より無罪を主張している。昭和四(一九二九)年五月九日付『東京毎日新聞』記事では、「刑事の不法尋問を被告が素ツ破抜く 品川の放火に絡む裁判で 陪審員も緊張す」と公判の様子が報道され、取調段階で誘導尋問など不法な尋問が行われたと被告人が主張していること、それを巡る法廷での証人(取調官)と被告人とのやりとりなどが記事にされている。同じ日の『中央新聞』では『刑事三人で殴って言はせた』と 陪審廷で被告の啖呵」との記事が掲載されている。

これらの事件では、公判初日から判決言渡まで、新聞は陪審裁判を詳細に報道していく。被告人・弁護士・検察官・裁判官・証人の発言・陪審員の様子などが新聞記事を通して人々に伝えられる。人々は、記事を通して、違法な捜査・不適切な捜査があったとの被告人の主張を具体的に知っていく。陪審裁判は、法廷内に閉じ込められた裁判を、新聞記事を通して広く一般民衆に知らしめる機会ともなっていた。

二つの事件は、いずれも被告人無罪の評決・判決が出されている。初公判の時から無罪が確定しているわけではもちろんない。しかし、被告人が強く否認している事件では、犯罪捜査に何らかの問題があった可能性がある。公判が進むにつれてその疑いが強まってくる。取調の様子が法廷で明らかにされ、新聞記事でそれを知らされた人々は、無罪評決・

判決の報道に接したとき、捜査機関の取調に疑問を抱くであろう。違法な取調が行われたのではないかとの疑いが、事件に無関係の多くの人々にまで抱かれる事態に直面し、捜査機関の取調に変化はあったのであろうか。

陪審裁判は、法廷でのやりとりの様子が詳細に伝えられたことで、実際に活かされたか否かは別にして、犯罪捜査を問い直す契機となる可能性をもっていた。このように考えると、陪審裁判記事を翻刻し紹介する試みは、取調べの可視化を巡る現在の議論とも繋がるのではないかと思えてくる。いささか牽強付会気味であるが、ここにも陪審裁判関係史料を調査・紹介する意味があると思う。

#### 4 土台の構築という営みの価値

資料集「我が国で行われた陪審裁判」に寄せて

緑 大輔 (二橋大学大学院法学研究科准教授)

本研究のごく最初期に関与したにとどまる私が、本研究の最終段階において、このような文章を寄せる機会を与えられるのは、申し訳ない一方で、せめて今の自分にできることとして、筆を執らせていただいた。本研究が始動した最初期には、現存する陪審裁判に係る資料を網羅することになるとは、まったく想像していなかった。当初は、中国地方において陪審の公判に付された事件の関係資料を収集・公表するのだろうと思っていたのである。当時、広島修道大学での教育・研究に従事していた私は、陪審裁判について学ぶ機会になるという気軽な気持ちで参加に応諾したのだった。

その後、私の方は、転々と大学を移ることにになり、この研究プロジェクトへの参加が滞ったことについては、増田修先生をはじめとする諸先生方に対して、心よりお詫び申し上

げなければならない。増田先生らによる精力的な活動のおかげで、中国地方から飛び出して、日本各地の陪審裁判に係る資料の収集と、その公刊が実現した。一般的には、研究者にとって一次資料の収集・公刊はもともと負担の大きい作業の一つであり、それを網羅的に行うことはなかなか難しい。そのような作業を、幾多の交渉を経て、裁判所、検察庁との間での信頼関係を構築し、それを維持しつつ、日本各地にわたって行ったことは、間違いないと壮挙である。

他の方々から、研究上の意義については、詳述されることと思うが、それでもなお、増田先生を中心して行われた本研究のいくつかの長所を強調しておきたい。第1に、現存する陪審公判に係る資料が網羅的に公刊されていることそれ自体の意義は、いくら強調してもしすぎることはない。歴史的な裁判資料も廃棄されうる昨今の状況において、これだけの資料を収集して公刊したことは、未来に向けた重要な研究の資産となるだろう。第2に、訴訟関係資料のみならず、当時の個々の地方の新聞記事をも収集することによって、訴訟の動態を窺い知ることを可能ならしめている。訴訟資料の撮影・筆写から活字化するに至る過程の作業量だけでも、充分に大変であるところ、新聞記事までフォローしている点は、本研究の意義をさらに増すものである。第3に、訴訟関係人のプライバシーに配慮しつつ、しかし資料を読みやすくするために、インシヤルを用いるなどして匿名化の作業を施している。昭和初期の刑事事件の資料であることに鑑みて、これは重要な作業であり、かつ本研究が日本各地にわたって実現できた要素だといえる。第4に、広島修道大学のリポジトリを通じて、インターネット上で容易に入手できる形で公表されている。私の場合は、大学のゼミナールにおいて、陪審裁判について研究する際には、これまで公刊された本研究

の資料を、学生に対して推薦することもある。若い世代が、容易にアクセスできるところに、このような膨大かつ網羅的な資料が公開されていることは、本研究を用いた発展的な研究につながるものだと信じる。

これまで、日本の陪審制度について、様々な研究が行われてきた。少なからぬ論文も公表されている。しかし、陪審裁判に関する一次資料と新聞記事を、ここまで網羅的に収集・公刊したものは例がない。わが国で行われた陪審裁判の実態を本格的に研究するにあたって、今後、本研究の各資料を参照せずに研究を行うということは、考えにくい。一見、地味であるように見えるが、多大な資源を継続的に投入し続けることによって、日本法制史、法社会学、刑事訴訟法、裁判法などの諸分野にとって、日本で行われた陪審裁判について発展的な研究を行うための土台が、本研究によって構築された。わが国の陪審裁判研究を行う、一級の基礎資料がここに完成したことに、心より敬意を表したい。そして、この研究を終始主導された増田修先生をはじめとする各先生方にお詫びと御礼を心より申し上げたい。

## 5 増田修氏の陪審裁判調査の完成を祝す

加藤 高 (広島修道大学名誉教授)

このたび、われわれが結成している「明治期の法と裁判」研究会の一員であり、畏友増田修氏（広島弁護士会弁護士）が、昭和戦前初期、わが国で初めて実施された陪審裁判―大正一二（一九二三）年陪審法が制定され、刑事の審理陪審が設けられたが、利用件数がしだいに乏しくなり、昭和一八（一九四三）年施行停止の状態その後現在に至っている

—について、その全貌を、ほぼ単独で調査解明し、このたび漸く完成されるに至った。その間、会員たちもそれぞれ応分の協力を行ってきたものの、増田氏一人の並々ならぬ熱意と努力が、このように過去の事歴を、多くの資料を渉猟しながら永年に亘り追及され、ここに至ったことについては、今更ながら賞讃に値いする。増田会員のこれまでの研究調査の一端については、とりあえず「修道法学」誌に公刊されているものを参照して頂ければ幸甚である（早期の調査研究の成果については、「修道法学」第二八巻第二号・平成一八年二月所収〈広島代言人組合沿革誌・附・広島始審裁判所の官許代書人〉一二七頁を参照のこと）。

## 6 蛇足ながら

紺谷浩司（広島大学名誉教授）

### 一

この度、増田修先生が、わが国で行われた陪審裁判記録の調査を終了され、その調査結果の記録を完成されたという。十年掛かりの調査とその記録をまとめる作業です。

わが国の陪審裁判は、昭和三年一月一日から昭和一八年四月一日に停止されるまでの一五年間に満たない短い期間に施行され、総事件数も四八四件と公表されています。現在は、いわゆる裁判員裁判がその後継の制度と一般に受けとられているのではないかと思います。

初めに、陪審裁判の全件について調査を行いたい、については協力を頼むといわれたときには、正直のところ果して全国にわたって調査をすることは可能だろうか、という危惧を

持ちました。

その第一は、果して寿命が続くであろうか、増田、加藤両先生は七〇歳代前半、私は六〇代後半という年齢を考えると、調査途中で倒れたり寿命が尽きて途中で終わる虞があること、第二は、当時、私はまだ現職に在り、時間的な余裕があるか不安があったこと、もっとも、これは七〇歳で退職してから、少しは時間的に余裕を持てるようになりましたが。そして、第三は、全国にわたって調査旅行をすることができるだけの資力が続くであろうかということです。研究を続けるためには先ず恒産をもたなければならぬと、ドイツ留学からの帰り際に指導教授からアドバイスを受けて、帰国後、非常に節約に努められたことが本多静六氏の書かれたものの中にあることを思い出したからです。

しかし、増田先生が無事に調査を完了され、その成果を資料集として纏めて発表されることに対し、満腔の祝意と敬意を表するものです。そのプロジェクトは、矢野達雄教授が、「悉皆調査主義の金字塔」と評されたことに尽きていると思います。また、その成果を機関誌『修道法学』上に順次発表することについて、矢部恒夫法学部長が好意的に協力を惜しまれなかったこと、事務局の方たちの協力も、この調査を遂行するうえで欠かせなかったと思います。

### 二

その調査等への私のした協力というか手伝いというのは、具体的には、一つは、増田先生に同行して、裁判所や検察庁でデジタルカメラを使って、記録の写真を撮り、特に判決原本の内容を、複写を見ながらパソコンに入力すること。増田先生は、裁判所や検察庁の



調査では、記録担当者との間で、予め閲覧謄写をしたい事件を（判決日、当事者名、裁判官と検察官、出典など）特定したうえで、記録の探索を依頼し、日時を取り決めて調査に臨むというやり方で、実に粘り強い周到な準備のうえでのことでした。撮影が午前中に終われば、午後は図書館へ向かいます。

二つには、府県立図書館（国立国会図書館も）では、前半は主に陪審事件の新聞記事を検索しコピーを手伝うことと、後半は陪審事件に関与した弁護士の履歴調査を手伝うことでしたが、弁護士の氏名や履歴を予め調べたうえで、それを上回る地元の記録を探すというものでした。手伝いとしては、陪審裁判に関する新聞記事を（マイクロフィルムの所もあり、デジタル化した所もあり、デジタル化の進み具合は県によって差がありました）探して複写を撮ること、特にマイクロフィルムの場合は探すのに大分苦労をしたことを覚えていきます。後には新聞記事の年月日の表に沿って探すことができ、ずいぶん楽になりました。

三つには、増田先生の周到な準備のお蔭で、最初から探す手間が省けたぶん気分的に楽でしたが、新聞記事や判決書をワープロソフトで入力することが主な作業という感じでした。郵送されてきたコピーは縦にならべて、段ボール一箱を超えるくらいの分量になったと思います。

同行したり、入力をしたりしながら、調査あるいは研究の在り方の出発点は「悉皆調査」にあることと、新聞の記事が、時代を隔てるにつれて、同時代史の第一級の資料であることを教えられたことが大きいと思っています。後者についていえば、例えば、戦前の広島弁護士会史をご自分で書くといつて、先ず地元の新聞記事の検索から始められて、史料が原爆等によって失われて不可能だという声を余所に完成されたことによってよく分かりました。また、新聞記事から、明治十年代に広島法律学校が足かけ一〇年間にわたり存続したことや教科内容、試験問題などが分かります。

陪審裁判記録の調査に加わるようになって、勘定してみると、広島控訴院、高松高等裁判所管内の地方裁判所や検察庁をまわったのは、全部で二六都府県になります。そのおよそ半分は四、五人でまわることが多かったのですが、大阪控訴院管内のときは、増田、加藤、紺谷の三人で、東京、名古屋、長崎各控訴院、仙台控訴院管内では、秋田と仙台へは、私が同行しましたが、その他の道県の分は、増田先生が一人で、資料の収集にまわられ、北海道は先生が、函館、札幌、旭川など全部お一人でまわられました。そうして収集された検察庁での刑事判決原本のコピーを郵送され、それをパソコンで入力する作業を手伝ったわけです。

今回の陪審裁判に関する調査記録は、現時点で入手し得る最大最良の史料集として、今後は、陪審裁判について研究しようとする人にとつては、それを読むことを避けて通ることは出来ず、あわせて、研究にとって多大の便宜を提供するものであることを信じます。ただ、惜しむらくは、陪審裁判に直接関わった裁判官、検察官、弁護士の方たちが既に亡くなられているため、ご本人に直接インタビューをして、実状を聞き出すことがもはやできなくなっていた、ということではないかと思えます。

わが国で実施された陪審裁判の事件の総数は、制度発足前の予測を大きく下回ったようです。陪審事件簿には被告人は陪審（による裁判）を辞退する旨の記載が非常に多く、指摘された制度的な欠陥が正され、戦争がなかったならば、制度として定着したであろうかと、歴史に「もし」は許されないとわれますが、どのような軌跡をたどったのだろうか、という思いが、時折脳裡をかすめます。制度実施の一年ばかり前から、講演や映画、模擬裁判や新聞による解説記事など大々的に宣伝活動が行われました（裁判員制度の実施前の宣伝活動はそれらを参考にしたのであろうと推測されます）。

陪審裁判の総件数は、確か四八四件と公表されていますが、増田先生は陪審裁判が行われたすべての事件を洗い直して、例えば、陪審の評決が不当だとして裁判長の容れるところとならず、更新された場合（陪審員を選び直して構成する）や、大審院へ上告された事件が破毀差戻され、再度、陪審による裁判なり陪審を辞退して裁判官のみによる通常裁判になる途がありますが、その終結までを更めて追いかけて、陪審裁判の事件数は、公表されているよりも多く、四八八件になることを突き止められました。事件のリストを作成して、裁判所に保存されている、予審事件簿、予審終結決定書、公判事件簿、陪審事件簿などのうち、手に入る限りの記録の簿冊を調べ、また検察庁に保管されている刑事判決原本をデジカメで写真に撮り、整理されるというやり方でした。

陪審裁判記録の調査に参加して、八〇年代から九〇年代の前半にかけて、当時在職していた広島大学法学部とハワイ大学ロースクール間の学術交流協定にもとづいて、私もハワイ大学に数回にわたり合わせて六箇月近く滞在することができたことは望外の幸せでした。ハワイ滞在中に、数回、陪審裁判を見学する機会を得たことを思い出すことができました。

ハワイ州の巡回裁判所（地方裁判所に相当する）で行われていた陪審裁判は民事事件でしたが、一週間続きました。二日目に遅刻した二〇歳代前半と思われる男性の陪審員が一時間近く遅刻をしました。審理の半ばでしたが、裁判官は彼を陪審員席に座らせて、そのまま審理を進行させ、休憩を宣したときに彼を自分の席近くに呼び、遅参の理由を尋ねたようです。そうして、最後に、「face your obligation.」と言って解放する場面がありました。「自分の義務をきちんと果たせ」という意味でしょうか。

陪審裁判では、裁判官の入退廷ごとに、在廷する人々に起立を求めます。書記官がその指示をしていました。また、陪審員が休憩の時に入退廷するときにも、全員に起立を求めます。裁判官も起立します。これは陪審員に対し敬意を表するためである、ということを知りました。この入退廷の時の陪審員は、初めはとまどったような、照れたような表情ですが、何度か入退廷を繰り返しているうちに、その態度は次第に落ち付をまし、堂々としてきます。威厳さえ加わってきます。その青年もちよつとキョトキョトしたところが見受けられました。次第に自分は冒頭から当然、陪審員を務める立場にあるといわんばかりに変わりました。陪審裁判の教育的効果ということがいわれますが、こうした所にもあるのかと感嘆したことを思い出します。因みに、ハワイには州の裁判所と連邦の地方裁判所があり、両方とも陪審裁判を行うことがあります。陪審員選任の手中、ハワイ在住約二

○年間の間に州と連邦の裁判所で各一回、陪審員を務めたことがあるという人がいました。通常は、一生に一回か二回陪審員（候補者）を務める役がまわってくるようです。

日本の場合、陪審員候補に選ばれた人たちの出席率の高いこと、遅刻もせずに裁判所に参集したようです。一二人の陪審員（補欠がないし二人の場合がある）が真面目に公判に付き合い、熱心に評議を行ったこと、時には夜の八時、一〇時、稀に夜中の一二時を過ぎて評決があつて、その後には法廷が再開されて陪審の評決が答申されたこと、また、公判が二日以上にわたるときには、陪審員は裁判所の陪審員宿舎に「缶詰め」にされたこと、が当時の新聞に載っています。法律の素人による裁判と一部から軽く見られていたらしいにもかかわらず、その素人の真面目で誠実、かつ熱心な裁判への参与は、「法律専門家」には意外の感を以て迎えられたことがわかります。また、重体の母が陪審員を務めることは名誉なことであるからと裁判所に行くことを勧めたのに従つて、陪審員を務めた息子が、公判中に死亡した母の死に目に会えなかつたことが、覚悟のうえでのこととはいえ、「美談」として大きく記事に取り上げられていました。

陪審裁判は、特に地方では、一大イベントであつたらしく、法廷が満員の傍聴人で埋まり、時には法定外にはみ出たという記事が見られます。そして、地元の新聞では、陪審事件の公判での当事者間のやりとりの様子が詳細に報道されたことが分かります。

陪審法廷と「ホテル」なみの宿舎が地方裁判所の敷地内に建築され、その竣工にあつて、新聞記者や陪審員候補者に建物が公開されたこと、法曹三者の代表や地域の名士などを招待して盛大な祝賀会が催されたことが、報道されています。

なお、昭和一五年頃に、裁判所構成法施行五〇周年記念として、二冊の本が出版されたようです。一冊は裁判所関係の写真集で、もう一冊はわが国のすべての裁判所の見取図を集めたものです。後者には、裁判所の敷地内に陪審法廷や宿舎が建っていた位置が分かります。実物の陪審法廷は、桐蔭大学横浜校と立命館大学に移築されている二件だけが残っているようですが、鳥取地方裁判所の陪審法廷は、戦後、鳥取家庭裁判所の建物の一部として使われ、後に同県中部にある湯梨浜町で公民館として利用されているとのことで、鳥取地方裁判所の調査の折りに、見学に行つたことがありますが、今では懐かしい思い出となっています。旧名古屋控訴院には、陪審法廷を模した部屋があります。

もうひとつ、広島大学法学部からハワイ大学に数人一緒に滞在していたとき、S・マツケンナ判事の法廷を見学したことがあります。その日は約一時間ごとに休憩を取られましたが、その度に判事室に来るように声をかけられ、休憩前に行われた公判の審理経緯を説明して下さったのですが、陪審員を選任するに当たつて配慮をした苦心談を話して下さいました。被害者はダウン症の女子高生のブラの下から胸に触つたというものです。

ハワイ州では、こうした性的な軽いいたずら（と思う）程度でも、直ちに、sexual assault（性的暴行罪）にという犯罪に該るとして、弱者に対し法的な保護が厚いこと、陪審員候補者を選ぶために、事前に三〇名余の候補者を裁判所に呼んで、性的犯罪に関わる

事件であることを告げ、それら候補者のなかに、DVなどの被害を受けて、こうした事件において中立公平な判断を下すのに不安を覚える人は、個別的にその旨を申し出て欲しいと伝えたところ、次々に辞退の申出があり、残るのは一〇人余になったこと、こうした手続を三回繰り返し、漸く三〇名余の候補者を選んだうえで、公判を開き、陪審員の選任手続に入ったということです。こうした配慮は、わが国でも充分参考になりそうです。

終りに、思い出すことなどを順不同で書き散らした感じですが、どうぞご容赦ください。